

第111回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和5年3月15日(水曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	税務課長	福岡康浩	住民課長	間嶋博幸
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	上下水道課長	梶本周作
	上月支所長	高見浩樹	南光支所長	安東さゆり
	三日月支所長	西本和彦	会計課長	和田始
	教育課長	宇多雅弘	生涯学習課長	谷邑雅永
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

このところの暖かさで、東京では、桜の開花発表がありました。今年は、例年より早く開花となり、皆様の日常生活も明るさが取り戻せるんじゃないかと思えます。

本日から一般質問であります。政策的議論が活発になされるよう期待しております。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

それでは、直ちに日程に入りますが、議員席の一部変更等について報告します。

新型コロナウイルス感染症対策でマスクは取り外してもよいことになっておりますが、議会では、新型コロナウイルス感染防止対策を実施することにしています。議場における3密を避ける取組として、議員席の間隔を広く取るため仮設席を設け、3人席の高見寛治議員と岡本義次議員に席の変更をお願いしております。

また、議場内では適切なマスクの着用をお願いしておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、質問席並びに答弁席にはアクリル板を設置し飛沫の飛散防止対策を行っております。発言者並びに答弁者のマスクの着用については、各自の判断をお願いいたします。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、一般質問であります。

10名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本議員。

〔11番 岡本義次君 登壇〕

11番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。11番議席、岡本義次でございます。

梅一輪一輪ほどの暖かさということで、もう梅も満開でございますけれど、三寒四温の中で、春を通り越して夏のような暑さもあります。

そして、プーチンが、相変わらず、ウクライナを攻撃、ミサイルし、金正恩が花火のようにミサイルをうち、習近平も人の領域を埋め立て飛行場をつくったりして、領土を取ろうとしております。ミャンマーも自国民を殺りくし、本当に、いい世の中ではないと思っております。

鳥インフルエンザも新たに発生し、人にうつるようなことも言っておりますので、十分、気をつけていかないと駄目だと思います。

本日は、2件の一般質問をさせていただきます。

1件目は、外部委託はどうするのかと。そして、2件目につきましては、除雪について

ということで、除雪については、議員席からの質問とさせていただきます。

それでは、昔から3割自治と言われてきましたが、今では3割を割り込んできました。

この一般質問を先に出しておいて、予算書は後でいただいたので、分からなかったということで、これ書かせてもらっておりますので、認識をお願いします。

令和5年度で町民税個人税は幾らなのか。

そして、法人税は幾らなのか。

固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税はそれぞれ幾らなのか。

その他の自主財源を全部合計して3割に達するのか。

地方譲与税、交付金等があるがそれぞれ幾らで、全体の何割になりますか。

また、正規職員は何人で給与は幾らなのか。再任用の職員の数と給与は幾らなのか。会計年度、臨時職ですねの人数は何人で給与は幾らなのか。

合併特例債も後わずかであり、過疎債もいつまでいただけるのか分かりません。そうした税収が減る時には、極力外部に委託し、民間に仕事をやってもらいながら、しっかり検査をやらないと、住民サービスをやれなくなるのではないのでしょうか。

現在、命の源であります水道の管理を業者に任せているが、ちゃんとできているのですから、もっと民間委託できる業務があるんじゃないかと思いますが、町長はどのように考えていますか。

検査をしっかりやっていかないと、三菱電機や日野自動車がデータを改ざんして、信用失墜し、社会から見放されようと、同じようになってしまいます。

職員はよく勉強し、検査をしたり、データの改ざんも見抜いたりする力量がありますか。

1月の全員協議会で業者から訴訟されましたと報告がありましたが、町民に説明が、ちゃんとできますか。お答えください。

役場は総合サービス業であり、町民から税金を収納し、社会がよくなるように、町民の暮らしがよくなり、町民が幸せになれるように、憲法にも謳っています。そのために、多くの正規、再任用、臨時職の職員がいます。職員は、このままの人数で、今後やっていけるのでしょうか。お答えいただきたいと思います。

この席からは以上でございます。

議長（小林裕和君） 庵途町長、答弁。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆様、改めまして、おはようございます。

今朝は、少し、まだ、冷え込みましたけれども、日中は、今日も暖かくなるようです。冒頭、議長、御挨拶のように、今年は、非常に春が早くて、桜も、かなり早く咲くだろうという予報も出ております。

ただ、コロナのほうも、ようやく、かなり落ち着いて、国の方針として、一昨日、13日からは、このマスクの着用については、個人の判断でというような方針も出ております。

本議会におきましては、こうして皆さん、みんなでマスクをしながら、感染防止に努めながらの、また、議会、一般質問という形になりますけれども、発言中は、私は、マスクを取らせていただきたいと思いますと思っております。

やはり、まだ、5類への変更につきましては、5月の連休明けということで、その間ににつきましては、まだ、そうした2類としての対応をしなきゃいけないということであります。

まず、感染確認されますと、やはり、これまでどおり5日間の自宅待機とか、そういう

形になりますので、町内、まだ、ポツポツと、かなり少ないですけれども、発生は確認はされておりまして、お互い、それぞれ、皆さん方も、また、町民の皆さんも、まだまだ、十分に、ご注意をいただければと思います。

ちょっと、私も、ここ登壇する時に、足を引きずったというような、皆さんに、心配かけるような状態なんですけれども、少し仕事をしすぎまして、山で足の筋肉を、少し痛めてしまいました。痛みが、まだ、あるので、どうしても歩きづらんですけれども、そんなに心配することではないので、心配しないでいただきたいと思います。

今定例会、一般質問 10 名の方からご質問の通告をいただいております。また、それぞれ、お答えをさせていただきます。今日、明日、2 日間にわたりまして、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、岡本議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、町の業務についての外部委託についてのご質問でございます。

まず、その前段として、町税をはじめとする収入、また、予算、人件費等の問いにお答えさせていただきます。

まず、町税をはじめとする令和 5 年度一般会計予算案の歳入並びに職員の人数、給与につきましてでございますが、町民税は、6 億 5,491 万 3,000 円、うち、個人割は 5 億 5,923 万 1,000 円、法人割は 9,568 万 2,000 円でございます。固定資産税は 12 億 903 万 2,000 円、軽自動車税は 7,511 万 6,000 円、町たばこ税は 8,787 万 4,000 円、入湯税が 25 万 3,000 円となっております。

町税のほか、繰入金や分担金・負担金、使用料・手数料などを含めた令和 5 年度の歳入 126 億 3,800 万円に占める自主財源は、28 億 4,452 万円で、その比率は 22.4%となっております。

また、地方譲与税等につきましては総額 7 億 6,843 万 3,000 円で、主なものといたしまして、地方消費税交付金が 4 億 4,397 万 6,000 円、自動車重量譲与税が 1 億 292 万 7,000 円となります。

そして、次、職員の人数であります。正規職員の人数は 244 名で、その平均給料は、月額約 33 万 1,000 円、ボーナスを含めた、手当等含めての月額平均としまして、50 万 8,000 円となります。再任用職員の人数は 22 名で、平均給料が約 16 万 3,000 円で、手当を含めますと 20 万 2,000 円。会計年度任用職員の人数は 257 名で、平均給料は月額約 14 万 8,000 円となっております。

ご質問にあります、業務の民間委託の件でございますが、年々、行政サービスの多様化、専門化が進んでおり、事務の効率化による業務負担の軽減、行政コストの削減、住民サービスの向上のため、これまでも既に、岡本議員からのご発言にありました水道施設の管理委託だけではなくて、下水道施設などの管理も民間委託をしております。また、組合で運営をしておりますにしまして環境事務組合、ごみの焼却施設、これも業者に長期の管理委託も行っております。

また、播磨高原広域事務組合におきましては、火葬場の運営業務、これについても、もう既に長く、民間業者に委託をしております。そうしたように、民間に委託したほうがいい。委託可能な業務は、こうして実施を、既にしております。

ただ、全てを、委任にしているわけでもなくて、やはり業者委託しても、町として、また、自治体として、しっかりと、管理、責任を持って運営をしていくための管理につきましては、職員が、その対応をしているということになります。

ご指摘のとおり、税収等が減少する中、民間委託は、コスト削減、効果のメリットの 1 つというふうに考えておりますが、一方、全国的に見て、コスト問題を重視したことによって、責任ある十分な行政サービスが提供できなくなったというような例も、少なからず

あります。

そういう状況の中で、本町においても、今、検討しておりますのは、ごみの収集業務、こういう点については、以前から一部、民間委託をすべく、検討を重ねてきておりますけれども、現在、現業職員の退職において、正規職員の補充はいたしておりませんが、他市において民間事業者が住民に対する、ごみの排出指導などが行えずに、分別が、なかなかできていないという状況や、現場を知らない職員が、業者の指導、コントロールもできないという状況があるなどの課題があるということでもありますので、今後、まだ、ごみの資源化、リサイクル、そういう点で、分別品目の増ということも、そういうことも検討しなければならない中で、これは慎重に調整すべきであるというふうに考えて、現在は、職員におきましては、再任用職員の配置及び会計年度職員採用で維持をしまっているという方針の中で、運営を行っております。

よって、民間委託につきましては、今後とも、費用対効果はもちろん、行政サービスの質の維持、向上を踏まえた上で、実施の有無を検討してまいりたいというふうに考えております。

委託した業務が適正、確実に実行できているかを判断する検査につきましては、複数の職員で相互に確認する体制を整えており、担当者や所属長が、業務体制や出来高、品質などを評価する「成績評定表」に基づいて、業務の履行実績を評価いたしております。

また、建設課や上下水道課をはじめ、専門性の高い部署におきましては、専門技術に関連した研修や定期的な人事異動を行って、職員の現場対応力、検査技能の向上に努めているところでございます。

次に、先般、1月の全員協議会で報告をいたしました業者から訴訟された件についてでございます。これは、その時にもご説明申し上げましたけれども、入札に関して、設計書の中に誤りがあったことによって発生をした問題であります。

当然、まだ、正式な契約を結ぶ前に、そうした誤りが発覚をしたということで、そうした問題が起きた場合には、町といたしましては、それを正していくという、そうしたルールも定めておるわけであります。

そうした、町としての取扱いルールに基づいて、当該業者の方に、そうしたことでのご迷惑をおかけしたことは、間違いありませんので、謝罪もし、ただ、それは、正しく正さなければならないという問題でありますので、町としてのルールに基づいた取扱いの仕方を説明をさせていただいたわけですけれども、そうした当該業者のほうの理解が得られない。理解をしないということでの訴訟でありますので、町民の皆さんに対して、そういう状況については、説明ができるのかということですが、それは、当然、できますし、町としては、正しい方向で、ちゃんと、処理をしたいと。ただ、こういう間違いが、少しでもないように、当然、職員のほうも、しっかりと業務に当たっていくという反省と、また、各所属、担当課においても、それを点検をする所属課長、室長も、そうした点検も指導も行っていくという、そういう反省はいたしておりますので、今後とも、設計等について、職員だけではできない部分がたくさん、当然あります。

ただ、そうした事業課における設計業務の全てを民間に委託するということは、これはできません。

例えば、そうした単価を入れる。最終的に総額事業費を算出するというところの点については、当然、発注者である、責任者である役場が、これは最後行うということになりますので、そういう中で業務を適正に執行していきたいというふうに考えております。

最後に、このままの職員数で今後も大丈夫なのかというご質問でございますが、当然、今後とも、最小限の職員、人数で、この執行をしていけるように、努力はしていかなければなりません。ただ、役場の仕事も、いろいろと事業量、事務量というのも増減もあり

ます。逆に複雑化をしてみたいです。そういう中で、住民サービスを維持する上で、どうしても人数、人員が必要だという場合には、これは、当然のことですけれども、適宜、そうした状況を判断をして、職員の増と、増やしていくという措置も取らざるを得ない場合もあるかと思えますけれども、それは、そういう業務の状況というのを、適切に、これは判断しながら考えていかなければならない問題であります。

以上、ご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長から説明ありました上下水道、下水道、大きな財団に任せようまくいっておるわけでございますけれども、その中身の、どう言うんですか、そういう大きなところでございますんで、間違いないというんか、安心してはおりますけれども、今言いましたように、三菱電機とか、日野自動車のように、大きな会社であっても、やはり、そういうデータの改ざん的なものがあって、失墜していますので、1回、そういうふうなことをやれば、当然もう、2倍、3倍、本当に10倍ぐらいのしんどさいうか、業務が大変なわけです。

ですから、そこらへん、上下水道課長にも聞くんですけれども、そこらへんの中身の、ちゃんとした検査、竣工検査も含めて、そういうやつが、ちゃんとできておるかどうかということ、今まで大丈夫なんだろうとは思いますが、もし、今度、上下水道課長も定年と聞きましたけれども、その後、チェック体制が、ちゃんとできてくるように、やられておるかどうか、そこらへんは、どんなんでしょうか。

〔町長 挙手〕

町長（庵逄典章君） 上下水道課長に、ご質問のようですけれども、内容が、ちょっと、岡本議員が、少し、町が行っている業務と、それを委託する内容と、会社が独自に、自分とところで事業として利益を求めながら行っている業務と一緒にされた中で議論しても、これは、全く、立場、それぞれ違います。

例えば、三菱が、ああしたデータの改ざんをした。それは自分の自社の利益に、言うたらつながる事業の中で行っていることです。私どもが、そうした大きいところじゃないですけど、管理業者に、今、水道施設、下水道施設なんかも委託をしております。管理業者がデータ改ざんしたって何の利益もならんわけです。管理は管理として、ちゃんと業務委託して、それを、もし問題があれば、町のほうに報告をしてくるわけですからね、だから、それに対して、職員が、きちっと、そのデータを見て、また、利用者に指示をする。対策、改善を指示をする。これは、町のそれぞれの職員の責任です。業務としてやっているわけです。

ですから、今、そうした業務、水道の通常の、これは管理業務、施設の維持管理業務です。それから、下水道なんかも施設の運営、通常の管理業務です。

ただ、今回の、例えば、雪で、凍結で破裂して、水が漏水をし、断水をしそうになるとか、そういうことについては、そこまでの全ての管理を、問題対応を業者に委託するわけじゃない。それは、職員が出て、そして、そういう問題箇所を探し出した。対策をどうするというのを指示をして、それでも足らなければ、今回でも課長たちが、みんな出て、漏水箇所を探したり、それから、そうした職員が全部修繕をできませんから、町内の水道

事業者の皆さんに出動していただいて、それを修理して漏水を止めたり、それから、取水場の水を、できるだけ水がたくさん取れるように対策をしたり、そういうことをしているわけですから、そんな検査をごまかすとか、検査をしなけりゃ、そういうことの問題というのは、委託する関係の中では、それは、基本的にはあり得ませんのでね。そこは、十分、理解していただきたいと思うんです。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長の答弁がありましたけれど、そのように、しっかりできておったら、我々議員も、そして、町民の皆様も安心できるわけでございますけれど、けど、そこらへんを、やっぱり、どうなんかなという気がしたから、申し上げてですね。

それから、この訴訟された分でも、国が積算する時に、変更になった場合、例えば、直していかなと、やっぱり、そういう間違っただルール、基準のもとで積算すれば、当然、間違いが起りますので、そこらへんの、どう言うんですか、変更が出て来た場合は、各課長が、そのチェックの分のをするんか。それとも、その後で、私も国鉄勤めておりました時も、そういうやつを見て、（聴取不能）何ぼで、今度、人工が何ぼ、そして、何ぼのやつが要するというやつが一番基ですね。そのデータの基いうんは、どこがチェックして直しよんでしょうか。そこらへんは、どんなですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 町も、いろいろな事業を行います。土木事業、建設事業、いろんな積算基礎というものがあるわけです。そうした特に、土木の建設事業等については、県が、そうした資材、労務、全ての単価というものを、その社会実情に、状況において、年1回、2回、そうした単価表というものをつくって、それに準じて、町は積算をしているということになります。

ただ、全て、ものすごくたくさんの数になりますからね、どうしても、全てが標準単価でできるわけではありません。

そういう特殊なものについては、いろいろな、そういう製造メーカーとか、企業から、事業者から、見積りを徴取して、その見積りを基に、標準単価、基準単価というのを決めるというようなこともしなければならぬということなんです。

ただ、たくさんの項目があって、それがデータで、全部できたものを、そのまま、その積算業務の中で使えればいいんですけども、どうしても修正を、手で修正しなければならない部分があるわけです。そういう中で、違算が出てくる可能性はあります。業務の中に。

例えば、ほかの業務でも、税務なんかにおいても、税の基準が変わってきた。だから、後からすると、税が減免ができていなかったとか、その税率が違っていたとかということも、当然、業務の中にはあるんですよ。

ですから、そうした建設業、積算業務というのは、そうした、たくさんのデータと、それから、当然、県のほうが、物価高が、こう上がってくると、年に2回ぐらい単価変更というのをやりますから、それに、きちっと対応を、基本的にはしておりますし、ほとんど、

それで、できているんですけどもね、そうした違算というのは、発生をする可能性もあるので、それによって、起きた場合には、こういうふうには、町としては対応しますという、そのためのルールはつくってあるわけです。そのたび、そのたびに、違う対応をするわけにはいきませんので、誰にも公平に対応するように。

ですから、今回の場合も、入札現場で、今、電子入札じゃなくて、町が、そうした指名業者を集めて、そこで投函をしていただいて、入札を決める。落札者を決める。それは、一応、そこで決まる。だから、それを決めた、決まった後に、そうした違算というのが発見された場合には、これは、それは、もう一度、入札をやり直す。

それから、その場合には、ほかの、その入札が、落札者が、間違っていた、最低制限価格より失格になっておれば、その方を失格にして、次の方を落札者にする、ということ、は、しますということ。

これが、例えば、正式に契約をしてしまいますと、また、法上の取引の中で、そう簡単に、町が一方的に、その契約を破棄というのは難しくなります。これも、ただ、それは、町としても、ある程度リスク、負担を負いながらも正すところは、正さなきゃいけないんですけども、特に、今回の場合は、契約はしておりません。落札者を決定した後に、正式な契約を取り交わすわけですよ。ですから、その契約を取り交わす前に、それを発見したので、そうしたルールに基づいて、次の最低者の落札ということになりますと、これは、町としてのルールとして、どこでも、これはやっていることなので、そういうことで、業者のほうには説明は丁寧にしたわけです。

ただ、そのことが受け入れられないということでの訴訟ということになりましたのでね、これは、私は、私の立場からすれば、事業者、これから、いろんな、そういう公共事業に入札参加をされている事業者ですからね、それは、理解はしていただきたいという思いは持っておりますし、訴訟になった以上は、それは受けて立たなければならないということですので、その点は、内容的にご理解をいただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） そして、正規の職員が 244 名、そして、再任用が 22 名、そして、臨時的な 257 人ということで、500 人からいるわけでございますけれど、佐用は、やっぱり民間の、そういう会社が少ないために、そういう受皿と言ったらおかしいのですけれど、役場の、こういう人数については、いわゆる、にしはりま環境に、ごみの収集、そして選別、そういうような外部委託したり、それから、焼却の分もやっていますけれど、やはり、そういう外部委託しておる分について、少しでも、ほかにできるものがあれば、外部委託し、民間にさせていただいて、民間からまた、法人税なり、税金をいただくようにしながら、そして、そういうことを少しでも町民の皆さんに、この職員の中で、きめが細かくなってきておりますので、それをしてあげたら、さらに皆さん、町民がよくなって、町民の要望に応えることができるんじゃないか思うんですけど、そこらへんは、まだ、今、町長がおっしゃった以外に、民間にある程度やってもらうというようなことが、まだ、ほかにはないでしょうか。そこらへんは、どうでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 業務として、よく皆さんがご存じのように、例えば、給食センターの運営ですよね。これらは、かなり都市部では、ほとんど民間業者に委託をされております。

それから、町内でも、そうした施設、福祉施設なんかも民間業者に委託をして、給食を運営をされているということは、実態として、もう既に、どこでもあります。

ただ、岡本議員は、どちらのほうを言われるのか分らないのですが、町の職員、働く場所として、町の仕事として、いわゆる公務員として働く場所も必要だと言われている中で、民間に委託をして、税金をいただけるようなことで、町の財政も何とか少しでも助かるようにと。

ただ、そうした事業も、本当にもうかる事業じゃないと、税なんて入って来んわけですよ。法人税とか、そういうものは。

逆に、どちらにしても、そこで働く職員の方は、所得税という形で、住民税、それは、皆さん、みんな納めていただいているということですのでね。

じゃあ、民間に委託したから、コストが下がるかって言ったら、そうではないんですね。実際。

そのやり方として、やはり町が、今は、その業務の内容に合わせて、職員も会計年度職員という形で時間数も少なくしたり、その人の働き方に合わせた形での働き方、週何回という時間数も、それぞれに合わせた形での採用にしたりしてやっています。

だから、民間に委託すれば、民間だって、当然、同じような給料払わなきゃいけない。今、民間の給料もどんどんと上げなきゃいけないという中ですし、それを行うための、また、管理会社、管理業務として、そこからもうけて、また、会社は、当然、管理部門があって、社長以下、役員もずっといるわけですから、そのことを考えると、決して、私は、民間に委託したら、その業務のコストが下がるということはないと思いますし、例えば、近くのああいいう宿泊施設なんかでも、隣の町、たつの市なんかでも、上郡町なんかでも、そうした運営会社に委託をされました。何年かは、赤字部門は補填をして、運営をしてもらっても、それが終わると、実際には、もうできませんと言って、もう返されたじゃないですか。

結局、そうした責任ある運営というのは、なかなかできないんですね。当然なんですよ。

民間が赤字で全部やってくれるわけじゃないんですからね。

だから、その中で、町として、どうしても町民サービス、皆さんに、やっぱり提供しなきゃいけない。責任、そういう分野の仕事については、やっぱり、町が基本的なところは、きちっと、その運営に当たるといのが、また、1つの役場行政の役割だというふうに思っておりますので、ですから、給食なんかも、実際に業者に委託して、単価幾らでやってくださいよと。そしたら、どこからでも安いもの入れてくるなり、どこから入ってくる、なかなか、そこまでのコントロールはできません。

でも、町で運営をすれば、ああして地産地消で地元の食材、そして、さらに、ある程度、コストが高くなっても、その分は町が負担をしてでも子供たちに、しっかりといい食材で、おいしいものを食べさせる。栄養をきちっとし、また、食材も厳選をしたもので、その内容のいい給食を提供する。こういうことが、やっぱり、きちっとできるというのは、行政がやっているからなので、そこを十分、ご理解いただきたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長、おっしゃったように、やっぱりメリット、デメリットあるんですけど、やはり、給食1つにしても、町の作った方の野菜なり、いろいろ特産物を使うことによって、多少、高くついても、その人たちに、また、恩恵受けるということにもつながります。ですから、そこらへん、ごみの収集にしましても、今、町長、今、おっしゃったように、正規の職員は、もう採用せずに、臨時で間に合わせてやっていっておるということでございますけれど、やはり、それらについても、やはり最終的には民間委託されるんかも分かりませんが、そこらへんは、どうですか。民間委託されるというような時期というのは、いつぐらいに持って行かれようとしておるのでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、既に、お答えをさせていただいた中で、十分、ご理解いただきたいと思います。

そういう、いろんな課題がありますので、十分、そういう検討をし、また、職員も、今既に採用をしておりますから、その職員の処遇ということも、十分、それの中にも、検討の中にも入りますから。はい。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） そういう町民に総合サービス事業として、町民の幸せや、ちょっとでも経費が安くなるように、いろいろ努力はされておるということは、今、お尋ねして分かりました。

ですから、この分につきましては、以上とさせていただきます、次の2番目の除雪についてを、させていただきます。

1月25日から10年に一度といわれる大雪に見舞われましたわけでございます。

高速道路やJRや智頭急行なども止まってしまいました。

町内でも学校や仕事にも行けなくなり、困った人が多かったようでございます。

町は除雪を国道、県道、町道どこまで業者に委託しておりますか。

旧4町で何業者委託しておるのでしょうか。

70、80センチも積もり、取り残されて仕事に行くのに車も出すことができない。困っているということで、私の家に3人も4人も5人も電話がありました。

除雪の指示がちゃんとできていたのでしょうか。

私の提言ですが、各集落でトラクターを持っている方に前に雪を押す器具をつけて道の端や田の溝にのけてもらう。やる前とやった後に写真を撮り何時間かかったと報告し、役場からそのかかった分の手当てを出すようにすればよいのではないのでしょうか。一番実状を知っているその集落の方が除雪作業をしたほうが早く除雪ができると思うのですが、町はどのように思いますか。お答えください。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

町長（庵途典章君） それでは、岡本議員からの次の質問でございます除雪について、お答えをさせていただきます。

今回、1月24日、夜、午後から降りかけた雪、これは、本当に記録的な大雪でありました。24日の午後から降雪が強まって25日の朝までには、北部の地域では70、80センチ、また、中部の地域でも40センチ前後、南のほう、久崎なんかにおいても、上月のほうの南のほうでも30センチ近い積雪となって、これは、本当に、町民の皆さんも、これまで経験したことの無いような状況のところもありましたので、大変な御苦勞をおかけしたということでもあります。

当然、この除雪ということについては、除雪計画というのが事前に、毎年しております。町内の町道については、町が、当然、除雪をするんですけども、これまで、当然、雪がたくさん降る地域というのは、いわゆる北部、山沿いのほうが主で、南部のほうで、除雪をするというようなことが、今まで、ほとんどなかったんですね。今回は、そういうわけにいかない。本当に、町内の全域という形になりましたので、非常に、そのへんの対応というのは、確かに、かなり時間がかかり、なかなかすぐに対応ができないということで、町民の皆さんに、非常に迷惑をかけ、そうした電話も、次々と入ってきたという状況であります。

町内の除雪、これ道路と言っても、国道・県道・町道があるわけですけども、どこまで、どういう形で、業者に委託をしているのかということについて、お答えさせていただきますけれども、町内の土木事業者には除雪が必要な時には出動してくださいという契約をしているわけですけども、町内の事業者も、そうした私とこは、豪雪地帯というのか、そういう雪国ではありませんから、もともと、除雪をするための専用の、そういう機械というものは、これは装備されておられません。そういう通常の土木機械に、除雪ができるような、そういう部品を取り付けるようなことは、若干、工夫して、準備していただいている業者もありますけども、基本的にはグレーダーと言って、舗装する時にアスファルトをならず、そうした機械を使って雪を除けているということで、その台数も限りがあるわけですね。オペレーターも限りがありますけれども、機械そのものも限りがございます。

そういう中で、国道や県道の道路管理者、これは兵庫県、実際には、光都土木事務所が、そうした管理者として、指示をしているわけでありまして、どちらにしても、出動する基準というのが、一応、町内にも、何か所も、8か所ぐらい雪の深さを測るセンサーというのが設置してありまして、それによって10センチ以上になれば出動指示というのが出るわけです。それで、まず、事業者は国県道を優先として、早く幹線を除雪してまいります。

町としては、そうした、県が委託している業者に、当然、県道なり国道に町道が接続しているわけですから、作業効率も、当然、考慮を入れながら、国県道をずっと除雪をして、その後、できるだけ、それに接続した近いところから町道の除雪に入っていただくと、そういう形で除雪作業を実施しております。

町内では、広い町内ですから、10か所の区域に分けて、毎年、除雪、主に、主になって作業していただく業者を決めております。だから、10の業者、それぞれ別の業者を10か所に分けて除雪作業をしていただくという契約をしております。

除雪の指示が、ちゃんとできていたのかということですけども、当然、24日夜から降り始めていますから、国県道は、もうその夜から出て、あの寒い中、雪降る中を除雪作業に業者の方は当たっていただいております。

先ほど、申しましたように、町道については、国県道の除雪の、また、続きとして除雪作業に入っていただきますから、かなり早く入れたところと、なかなか、県道や国道にま

で接していないところというのは、どうしても、それは、作業の手順として、なかなか、そこに行けない。除雪作業に入れられないというところがあります。

当然、早朝、25日朝からは、フル回転で事業者の方は、できる作業員、また、できる作業車、機械は全部出て、除雪に当たっていただいておりますけれども、先ほど、申しましたように、少ないところでも30センチ、多いところは、70、80センチということになると、ああしたグレーダー、機械も、なかなか作業が、重たい雪ですから、そんなに進みません。本当に、そういう業者の方も時間がかかって、さらに、また、28日にも、次、雪が降るといような状態になりましたから、かなり、そういうことで、予定しているところだけでも、時間がかかった。

それから、もともと、あまり予定していないようなところについては、そうした事業者においても、それだけの除雪能力というものが、当然、少ないですから、もっともっと遅くなったということでもあります。

それに加えて、特に、北部のほうへ行きますと、倒木、そうした事故があつて、通行止めになって、それを取り除かないと、機械も入っていけないというようなこともありましたし、今回は、特に、間が悪かったというのか、状況が悪かったのは、雪が降って後、暖かくなれば、ある程度、凍らないんですけれども、その後、ものすごい冷え込みになりました。降った雪が、ある程度解けたものが下で凍ってしまって、アイスバーンのようになってしまおうと。だから、普通の除雪機械、グレーダーのような土木機械では、なかなか除雪ができない。そういうことがあつて、除雪の仕方が悪いとか、除雪がもう一度やってもらわないと、下がちゃんとできていないとか、そういうようなお叱りの電話も、かなり建設課のほうは受けておりますけれども、なんせ全域、広いところで作業員としても、目一杯やっただいておりますので、なかなか、きめ細かい、そういう除雪作業というのは、これは、できないという点。これは、町民の皆さんにも、今回のような、毎年じゃ大変ですけれども、これから分かりませんがね、何十年の一度の災害のような形になってしまいましたので、この点だけは、何とか、皆さんにお叱りを受けましたけども、ご勘弁いただきたいと思っております。

次に、トラクターなんかを持っているところに、町が、除雪作業してもらって、手当を出したらどうかというような提言でございますけれども、なかなか、トラクターで、じゃあ、どうして除雪するか。除雪というのは本当に大変で、グレーダーなんかでも、はやもうスリップしたり、重たい雪をずっと押していくと、タイヤにチェーンでも巻かないと、当然、作業というのは、機械は動きません。

今回の雪の場合、先ほど申しましたように、本当に記録的な雪で、業者においても専用の除雪機械、雪国のような、ああした除雪機械はないわけで、どうしても除雪作業が、なかなかスムーズに早くできないという状況がありましたので、それでは、町民皆さんの集落内でも外へ出ていくのもできない。生活できないということで、皆さんが集落内の生活道路、また、自宅から道路までの間、そうした生活道路の確保ということで、いろんな除雪、できるものをというか、工夫して使っていただいた例もあると思います。

それから、基本的には人力、スコップで雪をかいて、通路だけは確保するとか、そういうこともしていただいたということ、こうした、いわゆる自助、共助という形で何とか対応をしていただいたということ。これは、十分、私も承知をしておりますし、自分のことを考えても、そうしないと、外へも出ていけない状態でしたから、ほとんどの町民の方、また、体力的に可能な方は、多かれ少なかれ、自分の家の前、また、少し生活道路、そういうところの除雪に当たっていただいたというふうに思っており、本当にご苦勞をおかけしたことに對して、ありがたいなというふうに感謝を申し上げたいと思います。

ただ、岡本議員が提言のように、そうした機械等について、出した場合の手当、そうい

うものを出したらということでありまして、当然、町としても、限られた業者だけではなく、今回、応援で、そういう何とか、若干、機械を持っている業者に対しては、なかなか、計画どおりにいかないところに早く行ってもらう時には、建設課も依頼して行っています。そういう業者に町が委託をする。依頼をする分については、当然これは、作業費用をお支払をするのは当然です。今回の雪、除雪についても、多分、3,000万円、4,000万円の費用はかかって支払いすることになるかと思っております。

ただ、そういうことで、それだけではできない部分がたくさんあるので、生活的な道路なり、そういうものの確保等について、地域で、個人で、自助、共助としてやっていただいた点については、みんなが、そういうことで助け合ってやっていただいたことにさせていたかかないと、これに対して、費用をお支払、出すということになりますと、作業量、当然、それには、お金に換算しなきゃいけませんので、作業量の確定や、また、それが、本当に町道なのか、それこそ私有地なのか、なかなか、そういうことをやっていただいた量がどれぐらいの作業量があったのか、こういうことを、きめ細かく、そういうことを言っていると、非常に不公平な問題になってしまいますので、これは、そういう手当等をお支払するという事は、このような場合には、これは町としては考えておりませんので、これは、皆さんにご理解いただきたいと思っております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長が、こうやって、町民の方に、佐用チャンネル通じて、そういう国道、県道については、そういう 10 業者でやっていただいております。そうした場合、私とこの前は、そういう国道でありますけれど、また、反対側の分につきましては、町道なんですけれど、町道でも 40 センチぐらい積もったんじゃないか思います。そして、自治会長と一緒に 150 メーターほど、側にある水路に、人力でスコップでしたわけでございますけれど、本当に、雪が重くて、やっぱり大変です。

ですから、町長がおっしゃったように、テレビを見ていただいております方は、そんないっぺんにはできませんし、やっぱり、後回しになるとこもできてくると、そういう苦勞を、やっぱり知っていただいたら、いいんじゃないかと思って取り上げもさせていただきました。

ですから、なかなか、そういう機械がないと、ブルとかユンボのような格好で、舗装する時のああいう機械が、普通の者は持っておりませんが、トラクターに、すくい上げるというようなやつも、実際、うちの中で、円光寺の中でも取付けされた方があります。ですから、そういうような方が、ちょっとでも通れないところについては、各集落で、カチカチに凍ってしまって取れない場合があるかも分かりませんが、まだ、カチカチに凍らない時にでも、そうやって除けることができれば、ちょっとでも早く皆さんが通行に便利になると思います。

ですから、今、町長が一生懸命、そうやって、町の職員も含めて、業者もやってもらっておるということ、ここで皆さんに知ってもらっただけでも、大変、皆さんに少しでも理解を得ることができたんじゃないか思います。

ですから、これから、まだ、何十年ぶりの雪であったんですけど、ちょっと、地球温暖化で、いろいろ変わった現象が出てきておりますので、もうなければ、雪の場合は、あと残りますので、雨だったら、雨が降って流れてしまったら、跡形もないんですけど、雪だけは、本当に、家の屋根でも積もったら下ろさない限り、家が潰れたりしますので、

そこらへん、大勢の方が毎年亡くなったりしております。ですから、そういう雪の怖さいうんか、そういう大変さが、今、町長の説明の中で、皆さん、少しでも町民の皆さんが理解していただいたらということで、大変、私は、よかったんじゃないかと思っております。

雪のことにつきましては、以上とさせていただきます。

はい、ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、8番、加古原瑞樹議員の発言を許可します。加古原議員。

〔8番 加古原瑞樹君 登壇〕

8番（加古原瑞樹君） 議席番号8番、加古原瑞樹でございます。

今回、私の一般質問は、ひきこもり支援、さらなる推進をということで、通告書に基づき質問をさせていただきます。

なお、再質問については、所定の席からさせていただきます。

ひきこもりは、長い間、子供や若者たちの問題と考えられてきましたが、近年は40代50代にも多く見られ、高齢化が指摘されています。

原因は様々ですが、学生時代のいじめ、受験の失敗などによる不登校がひきこもりにつながっていくケース。社会に出てからは、突然のリストラや病気などからひきこもりになっていくケースが多く見られます。

また、社会とのつながりが薄く、家族だけで課題を抱え込み、行政や医療機関などの支援を受けられないまま孤立しているケースが増えている現状があり、支援の手を差し伸べることが難しいのが現状であります。

さらに高齢化が進むことで、介護が必要な80代の親と50代のひきこもりとの親子関係における問題があるとする、いわゆる「8050問題」についても社会問題に発展しております。

内閣府は、ひきこもりの実態を把握するために、若年層、15歳から39歳を対象に調査してきましたが、ひきこもりが長期化する人が増えていることから、2018年12月に中高年層、40歳から64歳を対象とする初めての調査を行った結果、若年層のひきこもり当事者は約54万人、中高年層のひきこもり当事者は約61万人、合わせて115万人と推計されています。

本町でもこうした実態を把握する為一昨年、16歳から50歳を対象に「生活と健康に関する調査」を実施し、その結果、かなり多くの方がひきこもり状態にあるとお聞きました。

ひきこもりの方はもちろん、その家族を含め苦しんでおられます。こうした支援は今後、今まで以上に一步踏み込んだ対策が必要だと考えます。そこで、今後の取組について次の点をお伺いいたします。

①、ひきこもり支援の周知と現状について。

②点目、一昨年の「生活と健康に関する調査」の結果から、どのようなことが分かるか。

③点目、調査結果をまとめた上で、2次調査を実施するという事だったと思いますが、その後どのように対応されているのでしょうか。

④点目、働くことに悩みを抱えている15歳から49歳までの方を対象に、就労に向けた支援を行う若者サポートステーションと連携をされておりますが、現状と今後の取組について、お伺いします。

よろしくお願ひします。

議長（小林裕和君）

はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、加古原議員からの、ひきこもり支援、さらなる推進をということについてのご質問にお答えをさせていただきます。

いわゆる、ひきこもりは、様々な要因の結果として就労、交流など社会的参加を避けて原則的に6カ月以上にわたって、おおむね家庭にとどまり続けている状態のことをいい、ひきこもりの状態にある人やそのご家族は、それぞれ異なる経緯や事情を抱えて、生きづらさと孤立の中で日々葛藤されております。誰にとっても、安心して過ごせる場所や、自らの役割を感じられる機会をつくるなどの支援が行政としても必要だというふうに考えております。

まず、①点目のひきこもり支援の周知と現状ということですが、ひきこもりの方や家族のための相談窓口は、従来から健康福祉課に設置しており、保健師が相談を受けるようにいたしております。最近では、広報さよう令和4年3月号で、町民の皆様にお知らせをしております。

議員から問題点をご指摘いただきましたとおり、ひきこもりの状態になってしまうと、潜在化、孤立化、長期化、高齢化する傾向にありますので、次第に生活が成り立たなくなる時期に、支援を求めるしかない、相談に来られることが多いのが実状でございます。

ひきこもり状態にあると、家族・親戚・知人といった周囲からのプレッシャーや、自責の念などからストレスが積み重なり、さらに人とのコミュニケーションから遠ざかって心を病んでしまうことにもつながってまいります。

このようなひきこもり状態にある方の支援は、既存の福祉支援制度にはほとんどなくて、早い段階から適切な支援が必要であるというふうに考えております。

国は、平成30年10月に生活困窮者自立支援法を改正し、生活困窮者の定義を見直し、ひきこもりを含めた生活困窮者の自立相談支援事業等を行うことを市町村等の責務として求めています。厚生労働省による令和元年8月2日付の事務連絡において、自治体に、ひきこもりの実態やニーズを把握することを促し、ひきこもり対策を推奨しているところであります。

佐用町では、ひきこもりの現状について、これまで、ほとんど分からなかったことから、的確な支援が難しい状況にありました。

そのため、美作市や宍粟市などで実績のある山陽学園大学看護学部の目良（めら）教授と協働で、令和3年度から本年度にかけて「生活と健康に関する調査」と題して、ひきこもりの方の実態調査を実施をしたところでございます。

調査対象者は、令和3年11月1日現在で、16歳から50歳未満の方、全ての町民を対象に合計4,697人です。

令和3年度は、1次調査として紙面による調査を行い、その結果から、社会機能が低下していることが疑われる方について、本年度に2次調査として、訪問調査を行ったところでございます。

②点目の一昨年の生活と健康に関する調査の結果からどのようなことが分かるかということのご質問でございますが、調査の有効回答者数は1,423人でありましたので、その有効回収率というのは30.4%でございました。有効回答者のうち、社会機能が低下していることが疑われる方は72人で約5.1%でした。社会機能が低下していることが疑われる方は、仕事、家事、育児、介護、その他の社会活動をしていない、家族以外の人と会話が4週間ない、また、不登校であるなどと回答をしている方たちでございます。

③点目の調査結果をまとめた上で、2次調査を実施するということがあったが、その後どのように対応しているかということのご質問でございますが、2次調査は、1次調査から分かった社会機能が低下していることが疑われる方72人に対して、令和4年4月から7月にかけて、在宅保健師が訪問して、それぞれ聞き取り調査を行いました。

その結果、聞き取りができたのが44人のうち、厚労省定義のひきこもり者は23人ということになりました。今回の調査対象者の4,685人のうち、2.6%がひきこもりということが推定される結果でありますけれども、ただ、回答率が30%のうちの2.6%という、回答者が非常に少ない中での推定という形になりますから、実態としては、なかなか正確には分かりません。

また、ひきこもり者である23人の中には、いわゆる社会的ひきこもりの状態の方が9人のほかに、心身の疾患や障がいによるひきこもり状態の方があることも分かっております。

目良教授から、この結果を受けまして、今後の支援体制を整えるために、12月には、龍野健康福祉事務所、ひきこもり支援団体で姫路に拠点を置くコムサロン21、また、里山ICT能開学校、生活困窮者支援団体であるワーカーズコープ、障がい者相談支援事業所のすまいる、ふきのとう、社会福祉協議会、保健師等を交えて、支援の連携体制の確認も行ったところであります。

また、1月には、調査結果で分かったことを町民の皆様にご理解をいただき、ひきこもりの当事者や家族が孤立せずに生活できるようにすること、また、家族や地域の方へ支援のあり方を知っていただくことを目的に、目良教授と、岡山市で家族会を運営している方を当町にお招きをして、講演会を開催したところであります。

調査の結果の人数は、一部の方の結果であり、1次調査に回答なかった方、また、2次調査で拒否された方の中にも、実際の困りごとを相談できずにいらっしゃる方もあるかもしれませぬ。そういう方を早い段階から支援していくことが重要であろうかと思ひます。

そのため、令和5年度は、保健師による訪問を含めた相談支援事業を行いたいと思ひております。また、月2回程度、ひきこもり者やその家族が保健師やピアサポーターというひきこもり経験者などから専門的なアドバイスを聞ける相談会を開催し、参加する家族同士が抱える悩みを共有できる機会なども設ける予定でございます。

さらに、引き続き支援にかかわる関係機関と連絡会議を開催しながら、支援の展開を広げていき、また、住民向け講演会・研修会等も開催して、支援のすそ野を広げていきたいというふうにご考えております。

最後に4点目の若者サポートステーションとの連携の現状と今後の取組についてでございますが、地域若者サポートステーションは、働くことに悩みを抱えている14歳（後で15歳から訂正あり）から49歳までの方を対象に、就労に向けた支援を行うための厚生労働省が全国177か所に設置する機関でございます。若者支援の実績やノウハウがある民間団体に運営を委託しており、本町の管轄は姫路地域若者サポートステーションでございます。

現状の取組といたしましては、佐用町役場において出張相談会を年に6回、奇数月の第4火曜日に実施をさせていただいております。出張相談会では、専門の相談員を派遣していただき、1人1時間程度で就職に関する相談を受け付けております。相談会開催の都度、町広報誌や防災無線で周知するなど、できるだけ丁寧な周知に努めておりますが、直近5年間の相談件数は年平均5件というふうになっております。今年度の件数は現在3件で、職場定着に向けて継続した支援を行っているところでございます。

そのほかにも、ひめじ若者サポートステーションでは、就労への訓練や家族向けの情報交換会など就職活動に関する各種セミナーが頻りに開催されております。

就労支援は、厚労省の「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」における最終段階の支援でございます。ひきこもり者の心が和らぎ、社会参加に適應できる段階であれ

ば、若者サポートステーションを紹介し、コミュニケーションや面接などに関する講座を受講しながら、最終的な就労につなげてまいります。

このほか、コムサロン 21 は、兵庫県からひきこもり相談支援センター播磨 brunch の事業を受託したり、姫路市からひきこもり事業を受託したりしているなど、ひきこもり関連事業に実績があることから、当町のひきこもり支援で連携させていただいておまして、令和 5 年度に予定しております家族などを対象とした相談会に、相談役としてお越しいただく予定としております。

最後になりましたが、ひきこもりという状態になるのは、人が原因である一方、それを癒すのも人でございます。早い段階で家族と当事者と信頼関係を構築しながら、着実に、この支援の取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 答弁にもありましたけれども、調査の結果、本町のひきこもりの人数を見ますと、やっぱり他市町と比べても、かなり多いということで、驚いております。

全国的に見ても、年々、増加の傾向にあるということが言われております。

本町でも、より一層の対応が必要になってくると思いき、今回、一般質問させていただくわけですが、私も先日の南光文化センターでの講演会を聞かせていただきました。先ほども、紹介がありましたけれども、講師の山陽学園大学の目良先生と、ひきこもりだったお子さんを持つお母さんのお話を聞かせていただきましたけれども、明るく活発だったお子さんが、受験をきっかけに、ある日、突然、ひきこもり状態になったことや、そこから回復するまでの努力や苦労など、体験談を聞くことができました。

今まで、私の認識では、小さい頃からおとなしい子や、人とのつきあいが苦手な子がひきこもりになっていくのかなというふうに思っておりましたが、明るく活発な子でも、何かのきっかけで、こういうふうなひきこもりの状態になってしまうんだということをお聞きして、私も子育て中でありますから、本当に、誰にも起こり得ることなんだというふうに、改めて、認識を変えたところであります。

そこで、まず、当事者、家族、そして地域の人にひきこもりに対する、こうした知識や考え方を周知、啓発をする必要があるというふうに思います。

講演会など、先ほども紹介していただきましたけれども、いまだに、ひきこもりという、怠けているとか、根性が足りないなどという考え方で、とすれば他人事のように、考えておられる方も多くおられるというふうに思います。誰でも、ある日、突然、こうした状況になるということをもっともっと知ってもらうことが、まず、重要だというふうに思います。

そうした意味では、現状の情報発信では、まだまだ、足りていない部分があるんじゃないかなというふうに思います。

せっかく、こうした有意義な講演会が、年間何回か開催されていると思いますが、どうしても、その場に行けない人もおられると思います。佐用チャンネルでも、こうした講演会などのイベントは、一部だけ、ニュースとして取り上げられておりますが、講演会全体を放送することはできないでしょうか。また、長いようであれば、佐用チャンネルや広報でお知らせをしておいて、ホームページなどで公開をするなど、対応ができないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 具体的な、それぞれのご質問については、担当者のほうから、お答えをさせていただきますけれども、冒頭、加古原議員のほうから、今回の調査結果を見て、この出てきた23人という、一応、結果として、これは他市町と比べて、かなり多いというふうに、表現、発言があったんですけども、なかなか、私とこもそうだったんですけども、実態を、どこの市町も、自治体も、なかなか正確に把握できない。だから、どういう基準で、どういう調査を、本当にきめ細かくやったかによって、その人数というのが公表されてくるんだと思うんでね、だから、私は、まだまだ、もっと、実際には、ここでも回答者は、していただいた方は、30%ぐらいしか紙面での回答もない。そして、実際に出てきた中で訪問して、さらに丁寧に実態を相談しながら、調査をしようとして、在宅の看護師や保健師にお願いをして、チームをつくって、個別に訪問させていただいた。

でも、やはり、なかなか、そうした調査についても、まだ、あまり相談したくない。知られたくないというような、そういう実態が、実際にあるんですね。

そうすると、そういう方は、この数字の中では、カウントされないということになるんでね、私は、もっと、やっぱり多いのではないかなということ、一番危惧しているわけです。

だから、他の町も、多分、相当数が、やっぱり、こういう今の社会の中であるんだと思うんですね。だから、決して、これは佐用町がほかの町と比べて、かなり極端に多いということではないというふうには、私の認識は、そういう認識をしております。

それぞれ、また、担当者のほうから質問に答えてください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 先ほどの加古原議員の情報発信についてのお答えをさせていただきます。

情報発信につきましては、議員おっしゃるとおり、いろいろな形で来られなかった方、出向きにくかった方に対して発信したらどうかということも承知はしております。ただ、これが講演の内容なんですけれども、講演の内容が具体化されれば具体化されるほど、いわゆる当事者の方であったりとか、それからご家族の方であったりとかという方の講演会であればあるほど、やはり広く一般に情報発信を一斉にするというのは、なかなか困難な問題もございます。

やはり当事者の方々の許可も必要となってきますし、非常にデリケートな面の発言もあるかと思しますので、そういった部分を考えますと、なかなか、今すぐに情報配信を広く町民の方にとというのは、講演会等は難しいかなというふうに考えております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 先ほどの南光文化センターのほうでの講演会の中で、目良先生のほうから人数に関しては、他市町に比べて多いんじゃないかということをお聞きしておりましたので、その話を、ちょっと、させていただいたんですが、町長が言われるように、おそらく 30%しか回収率がないということで、まだまだ、おられるような感じがします。

なので、内容的には、これからもっと、頑張っていけないんじゃないかなと思うんですが、先ほどの講演会のほうも、言われるように、体験者、ピアサポーターのような方の話になると、まあ、確かにデリケートな話が出てきてしまいますんで、そういう話はできないと思うんですが、目良先生のお話の中ぐらいのことであれば、一般論というか、そういう話になってくると思いますので、内容によっては、そういうふうな話は、全体の方に見ていただくことが、有効だと思いますので、できる範囲で構いませんので、ぜひ、今後、そういうふうな対応を取っていただきたいなというふうに思います。

それから、町のホームページのほうも、見せていただいているんですけども、どのような支援があるのか、探してみたんですが、なかなか見つけることができませんでした。

ひきこもりやいじめなど、命に関わるようなことについては、ホームページのトップページであるとか、広報も、もちろん講演会とかは載っているんですけども、そういうふうな内容を、なるべく常日頃から目につくところに、情報を発信していくということが必要だというふうに思います。そういった対応は、今後、できるでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 失礼します。情報発信という立場でお答えさせていただきます。

議員おっしゃられるように、その時々、各課においての分野の繊細といいますか、情報発信が、今必要な部分というのは、それぞれ違いまして、おっしゃられるように、こういった命に関わる部分については、非常に重要だということは心得ております。

その時々、産業であったり、そういった部分のことを、ほかと加味しながら、新鮮な情報を発信していくことに、以後も気をつけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） ありがとうございます。

もちろん、そういうふうな努力も、これから続けていただきたいんですが、一昨年、メンタルヘルスに関する一般質問をさせていただきました。

その中でも、情報発信については、述べさせていただいたんですが、トイレにありますよね。心のケアカードというようなものが置いてあります。こういうふうな感じで、いつでも、どこでも目につくような発信をしていくというようなことも必要だというふうに思います。

イベントの周知もそうなんですが、そういうもので、常日頃から周知をするということは、いつでも、誰かが助けてくれるという安心感を伝えることもつながるというふうに思いますので、そちらのほうも、できる限りで構いませんので、少しずつ、頑張ってい

けたらなというふうに思います。

それから、先ほどのアンケートの調査結果のほうなんです、義務教育では、不登校など、学校や教育委員会のほうで、状況の把握等を対応ができるというふうに思いますけれども、高校や大学、社会に出ると、把握、それから、対応ができないというふうに思います。

前回のアンケートの調査の結果、もちろん、先ほどのように、回答率も低かったんですけども、特に、若い世代の回収率、ひきこもり状態にある方の人数というのは、ほかの年代と比べてどうだったのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） はい、お答えいたします。

不登校、アンケートの調査の中では、不登校の不登校にある方、または、過去に経験のある方というふうな形で、回答をしていただいております。そういったところ、回答していただいた中には、やはり過去に不登校の経験があるというふうにお答えされた方が、8.9%ございました。

それと、現在、不登校であるというふうにお答えされたのが、0.4%ございましたので、合わせて9.3%というふうな形になりますので、これらにつきましては、非常に高い数字ではないかなというふうには考えております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） この年代の特に若い人というのは、特に、環境の変化が大きく、ストレスも大きいというふうに思います。

ひきこもりとなってしまうきっかけが多く存在するというふうに思いますので、特に、注意が必要だというふうに思います。

今回、学校のほうの不登校とかには触れておりませんので、それは、また、次回、させていただきますけれども、やはり多いんだなというふうな認識を持ちました。

ただ、先ほども言いましたけれども、特に、この若い世代がアンケートなんかの調査に回答していただけないんじゃないかなというふうに思いますので、こちらについては、ほかの年代にも増して、アンケート調査に協力してもらえる工夫が必要だというふうに思いますので、こちらのほうも、また、次回される時には、また、考えていただきたいなというふうに思います。

それから、今回の調査から、2次調査につなげて対応されるということだったんですが、一昨年のアンケートの中では、50歳以上の方が対象になっていなかったと思います。

全国的には、ひきこもりの高齢化が問題となって、特に8050問題では、家族内では、解決が困難な状態も増加傾向にあるというふうに聞いております。

そうしたことから、50歳以上の方の状況を把握する必要があるというふうに思いますけれども、今後、どのように実施をされるおつもりなんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

50歳以上の方のひきこもりの調査についてでございますが、先ほど来からの町長からの答弁もありましたように、非常に50歳以上の方も自宅におられる方というのは多いと感じております。

特に、50歳以上ともなりますと、だんだん、本当に長期間のひきこもりというふうな状況にあらわれて、こちらのほうに、相談来られた時には、本当にもう困った状態、これを、どう対応していくか、支援していくかというような状況が起こってきているのが現状でございます。

ですので、早い段階で支援していくというのは、非常に大事なというふうに考えております。その中で、調査という形では、今のところ、アンケート調査とか、そういったことは、考えてはおりませんが、今後、させていただきます令和5年度からさせていただきます相談事業、大体月2回程度というふうにお答えさせていただいておりますけれども、その相談事業とか、それから講演会等での研修ですとか、講演会を開かさせていただきまして、その中での相談をさせていただこうかなというふうに思っております。そういった、本当に地道なところなんでございますけれども、相談事業、訪問事業というところを、強化していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 支援の、まず、第一歩というのは、まず、その実態を把握することということだというふうに思いますので、高齢者に限らずですが、引き続き、毎年じゃないとはしても、定期的に、実態の調査をしていただきたいと思いますというふうに思います。

先ほども言いましたけれども、回答率が低い中で、まだまだ、ひきこもりの可能性のある方もおられると思います。そうした声なきSOSを聞き漏らさないように、努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、先ほど、答弁にもありましたけれども、平成30年度からひきこもりサポート事業というのがある中で、今年度からは、より住民に身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを目指して、国のほうでも、ひきこもり地域支援センターの設置主体を市町村に拡充されました。新たなメニューとして、ひきこもり支援の核となる相談支援、居場所づくり、ネットワークづくりを一体的に実施するひきこもり支援ステーション事業が開始されましたが、本町では、次年度から月2回の相談会を実施するということを確認しましたので、安心しております。

こちらのほうも、イベントだけの周知ではなく、目的や内容など、啓発を含め、丁寧に情報発信をしていただきたいと思いますというふうに思います。

こうした、ひきこもりの対応ですが、先ほどもありましたけれども、保健師の方に、大分、負担が増えているんじゃないかなというふうに思います。保健師を求人しても、なかなか応募がないという話も聞いております。

そこで支援に当たっていただく職員の皆さんのスキルアップというところも必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、ひきこもり支援従事者養成研修など、研修に積極的に派遣をされているのでしょうか。

また、ないようだったら、今後、派遣をされるような予定とか、計画はあるんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

先ほどの従事する職員のスキルアップというところなんでございますけれども、今のところは、ひきこもりに関する全般的な研修でありますとか、それから、基礎知識の研修でありますとか、そういったものは順次担当者と、それから、専門職である保健師等と一緒に現在、取組をされているような自治体の照会などを研修をしております。

その中で、議員おっしゃるひきこもり支援の専門知識を、専門的な研修でございましてけれども、そういった研修があるのは承知しております。ただ、業務上、支障がない中で、研修を受けていきたいなというふうに考えております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） もちろん、また、忙しい中での対応ということで、こちらのほうも、専門的な対応とか、細かい対応が必要になってくる場所だというふうに思いますので、できれば、そういう研修もしていただきたいなというふうに思います。

人員の配置などを含め、体制のほうをしっかりと整えていただきたいと思うんですが、答弁の中にもありました、宍粟市のピアサポーターの方との連携が次年度から始まるというふうに聞いております。現在、播磨ランチのほうでも、連携されていると思うんですが、宍粟市のピアサポーターとどのように、2つあるんですが、どのように役割分担や連携をされるんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

宍粟市にある、ひきこもりの方の支援されている、当事者の方が支援されているところがあるわけなんですけれども、そこに関しましては、これまでに一度、視察に行かせていただいております。その中で、面識を持たせていただきまして、今後、相談事業等にも、当事者の方、よければ来ていただきまして、一緒になって、相談事業に当たっていただきたいと思いますというふうに考えております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） そしたら、播磨ランチのほうとは、どういう関係に、その役割分

担というのは、どうなるのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼いたしました。

播磨 brunch のほうとも、一緒になってさせていただきますけれども、今現在、播磨 brunch と調整させていただきまして、これも相談事業に入ってください、専門職である方に来ていただいて、一緒に相談事業に当たっていただくというようなことを考えております。

視察させていただいた宍粟市、それから、赤穂市のほうでも視察させていただきましたので、そういったところとも連携をしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） ピアサポーター、先ほども、講演会の時に聞きましたけれども、やはり、実際に体験されている方の声というのは、心に響くものがあると思います。

ぜひとも、こういう団体とも協力していただけるというのは、非常に心強い限りなので、お願いしたいのですが、こうした団体、ほかにも団体があるというふうには思うんですが、聞きましたけれども、こうした団体とも連携が重要になってくるというふうには思うんですが、そのためには、一人一人、相談に来られる方の正確な情報の共有というのが必要になってくるというふうに思います。

現在、播磨 brunch でも、かなり多くの案件を扱っておられて、対応までに、時間がかかるというふうにお聞きしております。引き継ぐ、また、連携する時に、事前に病院のように、相談者のカルテのようなものをつくって、情報を共有することが有効じゃないかなというふうに思うんですが、こうした取組は、現在、されているのでしょうか。それとも、ない場合は、今後、ご検討いただけるのでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 情報の共有等についてでございますけれども、現在、若者サポートステーションのほうで、就労支援というふうな形のを商工観光課が担当課になっておりますけれども、そういったものをしております。その中で、例えば、専門職、保健師等につないだほうが良いというものであれば、その当日、あるいは、後日に連絡が入ってまいります。

また、私たちの健康福祉課の保健師等もそういった相談に、若者サポートステーションの相談事業のほうにお願いしたいということも連絡させていただいたりということもございます。

そういったつながりはございますので、当然、この情報共有というものは必要でして、

本当にこの、ひきこもりとなりますと、本当にデリケートですし、長期化するものですので、長期にゆっくと、焦らずに対応させていただかないといけないことですので、そういった意味では、そういった播磨ランチですとか、それから、宍粟市にある当事者の方等来ていただいた時にも、専門職である保健師も一緒になって相談させていただき、同席させていただくというようなことも考えております。

ですので、そういった記録というものも、きちんと、こちらのほうでの管理もさせていただきたいなというふうに考えております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 情報が、非常にデリケートな内容になると思いますので、個人情報の観点からも気をつけていただきたいと思うんですが、事前に、いろんな団体と対応していくのに当たっては、やはり、そういう正確な情報を共有するというのが、まず、計画を立てたりとかいう面でも、非常に有効だというふうに思いますので、実際に滋賀県の守山市のほうでも、このような取組が行われて、スムーズかつ正確に情報伝達が行われて、充実した支援が行われているようです。

本町でも報告書という感じになるんだと思うんですが、そういった対応を、これからもしていただきたいなというふうに思います。

それから、国のほうでも言うております居場所づくりであります。先ほども、相談窓口というのはあるというふうにお聞きしたんですが、こちらの居場所づくりも必要だというふうに思います。

ただ、どこの居場所づくりのところへ行っても、居場所に来られる方というのは少ないんだというふうにお聞きしておりますので、実際に、今であれば、播磨ランチのほうで、先ほどもありましたけれども、毎週、月曜日、水曜日、それから、第1、第3土曜日に居場所づくりということで、スペースを解放されております。会場が姫路ということで、ちょっと、遠いんですが、本町でも、こういうところを定期的開催できれば、一番いいんですが、もしできないようであれば、そういったところの居場所づくりのほうを周知していくことも重要だと思うんですが、いかがでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、非常に居場所づくりというものは、必要かなというふうに思っております。

特に、答弁の中にでもありましたように、多くのひきこもりの方の要因となっているものが人に傷つけられたとか、人によって、人に原因があるところからは、やはり人によって、癒されていかなければいけないということで、本当に顔と顔を突き合わせたような居場所づくりというものが、必要になって来るかと思いますが、現在のところは相談事業でということで、実施させていただきたいなというふうに考えております。

ただ、今後、居場所づくりというものは、徐々に進めてまいりたいと考えております。

それと、あと居場所づくりは、居場所に関しましては、非常に身近なところでは行きづ

らいけれども、少し離れたところでは行きやすいという方もいらっしゃると思いますので、町をまたいで、市町をまたいで居場所への参加というものも、今後は、考えていかなければいけないのかなというふうに考えております。もちろん、播磨ランチのほうにも紹介させていただくということも必要かと思っております。以上でございます。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8 番（加古原瑞樹君） 内容が内容なので、家族で相談に来られる方というのも、やっぱり地元となると、知った顔がおられるということで、相談、逆にしにくいということもお聞きします。

播磨ランチのほう、先ほども居場所づくりがありましたけれども、ほかにも、Zoom を活用してオンラインでの居場所づくりを実施されてもいます。

こうしたところの情報発信ですね、こういうふうなことも行っていただければ、逆にひきこもりが長くなるようなことはないと思うんですが、こうしたところで、人とのコミュニケーションというのは図れると思いますので、ぜひとも行っていただきたいというふうに思います。

特に、若い世代ですから、若い世代の方なんかに関しては、チャットや LINE など、中には、国で、そういうふうな対応をされているところもありますし、Zoom での対応だったら、播磨ランチがありますので、ぜひとも周知のほうを、よろしく願いいたします。

それから、④点目の若者サポートステーションのほうですが、出張相談で年間 6 回というふうにお聞きしております。件数も 5 年間平均が年間で 5 件ずつぐらいというふうにお聞きしております。逆に言えば、結構あるんだなというふうに思っておるんですが、秋田県の藤里町のほうでは、社会福祉協議会が全戸調査を実施して、人口 3,600 人の町で 100 人以上がひきこもりの状態だったという調査結果を受けて、町のほうが、地域と連携し多種多様な働く場を用意されたようです。草取りや雪かきなど、小さな仕事をはじめ、そば屋などの従業員、社会福祉協議会の職員や町の特産品づくりを担う人材まで、その後、現れて、80 人以上の元ひきこもりの方が、今現在は、まちおこしの希望の星となっているというふうに、インターネットのほうで出ておりました。

今、若者サポートステーションのほう、コムサロン 21 のほうで対応していただいておりますが、それ以外にも、できることはないのかなということで、調べている中で、こういう先進事例が出てきたわけですが、本町でも、社協との連携であるとか、道の駅や元気工房をはじめ、地域の商工業者との協力によって、就労体験やマッチングなど、ひきこもり支援をできないでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） このサポートステーションの出張相談につきましては、一応、募集のほうは 14 歳からじゃなしに、15 歳から 49 歳ということで、訂正させていただきます。

それと、私どもも、毎年気になっておりますのが、相談件数のほうが、もうちょっと、増えていただいて、少しでも、1 人でも多くの方が仕事に就いていただいて、将来ある人

材となつていただくということを望んでいるわけですので、その方法につきましては、当然、佐用町で関連しております施設や直営しております施設、そういったところも、逆に有効に活用しながら、ちょっとでも多くの方に、そういったチャンスが回ってくるように、関係課で、また、調整をして、新たな取組につきましては、すぐに、こういったことができるということが申し上げる状態ではございませんけれども、1人でも多くの方が、そういった形で、幸せな人生が送れるよう、就職ができるというような取組については、今後も検討を続けたいというふうに考えております。

〔加古原君 挙手〕

議長（小林裕和君） 加古原議員。

8番（加古原瑞樹君） 突然、先進事例地の話をして、なかなか対応は難しんじゃないかなと思っていたんですけれども、答弁ありがとうございました。

なかなか、この藤里町のような極端な例というのは、ほぼないとは思いますが、やはり地域を挙げて、そういった困っておられる方、みんなで助けていこうという姿勢を、まず、つくっていているんじゃないかなというところで、本町でも、そういうことができなかなということ、質問させていただきました。

もちろん、町内で働く場所が見つければ、家から近いというメリットだけでなく、地域の人にひきこもりという問題も認識してもらうことができますし、地域で守り育てると意識の醸成というのでできると思いますので、今後、できれば、そういった考えもあるんだということで、頭の隅にでも置いておいていただければいいかなというふうに思います。

ひきこもりですが、家族の秘密として、隠されていることが多いと思います。ひきこもりは、地域住民からも見えにくく、支援の手を差し伸べることが難しい問題だというふうに思いました。

しかし、地域の中に多様な居場所や就労機会を創出していくことができれば、学校や会社で傷つき疲れてしまった人たちが再び社会と関わって動き出す自信と力を取り戻すことができると思います。

それぞれのケースによって対応が異なり、大変だというふうには思いますが、早期発見、早期対応が早期解決につながるというふうに思いますので、今後も困っておられる皆さんのために、ご尽力をよろしく願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（小林裕和君） 加古原瑞樹議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時30分とします。

午前11時55分 休憩

午後01時30分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

6番、金澤孝良議員の発言を許可します。金澤議員。

〔6番 金澤孝良君 登壇〕

6番（金澤孝良君） 6番議席、金澤です。

本日は、少子化対策・子育て支援をより強力にということ、質問をさせていただきます。

少子高齢化を言われ始めてもう30年以上が経過をしていますが、その対策は充分でなく、県、地方自治体により格差が生じているように思われます。

高齢者福祉については、介護保険料・後期高齢者医療保険料の新設、徴収でほぼ全国的に医療、介護施設の充実が、完全ではありませんけれども進んでいるように思われますが、少子化・子育て支援については、自治体の裁量で取り組まれていて、全国一律の施策、支援体制になっていなく格差があるように感じております。

今後の人口の減少にも大きく影響がある少子化は、とても重要な課題であり真剣に取り組まなければ、いくら科学や情報の発達が進んだとしても、それを支える次世代人口が増えなければ未来はありません。

このたび、政府も思い切った対策ということで「異次元の少子化対策」と明言され、今後の支援施策等を強力に行う考えを示されています。本町においても財源の有効な活用で少子化対策・子育て支援をさらに実施していかなければならないと思います。

そこで、以下の質問をいたします。

1つ、現在行われている少子化対策・子育ての支援はどのようなものがあるのか。

2、その対策・支援の年間事業費は幾らぐらいかかっているのでしょうか。

3、若者、子供の人口は合併後の推移は高齢者と比べどのような割合になっているのか。

4、奈義モデル。岡山県奈義町の子育て応援・支援の施策が全国展開していますが、それを、どう思われるのでしょうか。

5、政府も異次元の少子化対策で、今後思い切った対策を取られるとのことですが、本町でも、より強力な少子化対策を考えておられるのどうか、お伺いします。以上です。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、金澤議員からの少子化対策・子育て支援をより強力にという点についてのご質問にお答えをさせていただきます。

佐用町において、まず、一人の女性が、15歳から49歳までに産む子供の数の平均を示す合計特殊出生率について、統計では平成7年に1.90だったのが平成22年には1.3まで減少し、平成27年に1.42まで、少し回復したものの、また、令和2年においては再び1.32というふうに低迷をしております。

令和2年度から令和8年度までを計画期間とする第2期地域創生人口ビジョンにおきましては、2040年の人口につきまして、国立社会保障人口問題研究所による人口推計で9,984人となっているところ、地域創生総合戦略に基づく各種施策の展開により、合計特殊出生率を段階的に2.1まで引き上げるといふ、これは全国自治体が、そういう目標で努力しておりますけれども、そういう仮定のもとに、佐用町としても総人口の目安を1万300人といたしております。

そのための総合戦略に基づく少子化対策といたしまして、希望する若い世代が結婚し、子供を産み育てようと思える、将来に希望が持てる地域社会の実現に向けて、本町でも様々な支援や事業を構築しているところでございます。

まず1点目の現在行われている少子化対策・子育て支援はどのようなものかと、2点目のその対策・支援の、そうした事業に対する年間事業費というは幾らぐらいかということについて、関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、少子化の問題は結婚、妊娠、出産、子育てが安心できるものでなければなりません。結婚のための出会いの支援については、えん結び支援員を配置し、会員の相談やお見合いの斡旋、イベントの開催などの男女の出会いサポート活動を行っております。開始当初は、交際や成婚に発展するカップルが少なかったものの、平成27年度以降で11組が成婚につながるなど着実に成果を上げており、令和5年度も引き続き、このえん結び支援事業に約293万円を予算の計上をいたしております。

結婚に対する支援は、結婚新生活支援事業を国庫補助金を活用して行っておりますが、これは、新婚世帯に住居費用や引越し費用の一部を補助するものですが、所得や年齢などの制限があるため実績としては多くありません。しかし、町といたしましての独自の政策として、若者の定住促進のために、若者住宅新築応援金、これは50万円の支給にしておりますけれども、そういう支援などや、また、居住や就業に対する支援も行っており、令和3年度の居住支援は13件、就業支援は3件となっております。

妊娠、出産、子育て支援につきましては、国や県が実施している事業を含めると各種あるわけですが、詳細は、子ども・子育て支援事業計画をご覧くださいといたしまして、その中で、佐用町が独自に行っている事業といたしましては、妊婦健康診査助成事業に765万円、妊婦歯科健診事業に32万円、不妊治療費助成事業に140万円、出産祝金に300万円、新生児聴覚検査事業に68万円、乳幼児期相談事業に約110万円、任意予防接種助成事業に約323万円、保育料の第2子以降無償化ではおよそ1,200万円、高校生に相当する年齢までの子供への医療費無償化に5,775万円、学校給食費の半額助成に2,276万円であります。それに加えて、学校給食の地産地消・質的向上事業に1,257万円、学校副教材費相当額の子育て支援券の交付事業に1,992万円、要保護・準要保護家庭への就学援助費補助や、特別支援学級在籍者への就学奨励費助成、及び特別支援学校通学者への就学援助に941万円、中学生の自転車購入補助に294万円、大学生等通学定期券購入助成事業に800万円などの支援を行っているところでございます。

さらに、令和5年度当初予算案にも盛り込んでいる、乳幼児の紙おむつ等の無償提供及び紙おむつのクーポン券の支給を行う「さよう育児・子育て支援事業」や「妊活応援金給付事業」など、新たな制度を設け、今後もさらなる少子化対策に取り組んでまいります。

次に、3点目の、若者、子どもの人口は合併後の推移は、また、高齢者と比べて、どのような割合になっているかということについてでございますが、国勢調査における佐用町の人口を、年少人口の15歳未満と老年人口の65歳以上で、平成17年から令和2年の推移を見てみますと、65歳以上は、この間に31.8%から43.3%への11.5ポイント増加をいたしましたのに対しまして、15歳未満は12.7%から9.2%と3.5ポイントの減少となり、15歳未満の年少人口は総人口の1割にも、現在、満たない状況となっております。

次に、4点目の奈義モデルが全国展開しているが、どのように思われるかということについてですが、全国展開しているとは見ておりませんが、奈義町という町では、岡山県奈義町です。平成14年に住民投票によって合併をしない、周辺の町とは合併しない選択をした人口6,000人ぐらいの町であります。

確かに、令和元年の出生率を見ますと2.95、また、高齢化率も30%と、非常に極めて高い水準となっております。これが、全国的にも注目をされて、岸田総理も視察をされたと

というようなことも聞くわけですが、なぜ、このように奈義町だけが全国平均の2倍を越すような高い出生率、そういう状況なのか、奈義町の奈義町モデルと言われる、そうした状況が生み出した要因は何かということを知りたいというのは当然ですし、これを参考にして、どこともが、こういう状態でできれば、もうそれ以上のことはないわけです。

そういうことで、全国からも、かなり問い合わせはあるようですけれども、なかなか、その要因、なぜ、こういう数字が今、奈義町として、高い水準になっているのかということについては、的確な答えは答えていただけません。

ただ、奈義町の、そういう施策を見ていますと、確かに、かなり財政的には豊かな町でありますので、在宅の育児支援手当やワクチン接種の全額補助などの、いわゆる子育てに対する手厚い支援が行われておりますけれども、こうした支援と言いますか、施策は、全国的にも子育てについて、力を入れている町、全国でいっぱいあります。どこの町も、言わば、そういう面で力を入れているわけですが、多くの町が、実際に、実施している内容でありまして、特に、他のそうした町との大きな、これが要因だと言われるようなものは、公表されている範囲内では、私は、見ることはできません。

奈義町が、この平成14年に住民投票によって、周辺の町と合併しないという選択をされたということの、その要因なんですけれども、これは皆さんが、よく言われる奈義町には、自衛隊の駐屯地があり、また、この西日本では唯一になるんでしょうかね、実弾射撃の練習場、訓練場もあります。そうした自衛隊の基地や練習場があることが、1つの大きな要因になっているのなら、これは、あまり奈義町モデルとして、参考にする意味はあまりないというふうには、思うわけですが、この件について、自衛隊のほうにも問い合わせしてみました。問い合わせても、その中で、やはり隊員が何人いるとか、家族が何人だというような話は、これはブラックボックスです。ただ、そうした隊員は、全て住民登録はしますと。だから、奈義町その6,000人の中に、そうした自衛隊関係の隊員並びに将官も含めて、また、その関連の部隊、いろんな職員も含めているということになりますので、特にこの出生率だけでなく、先ほど申し上げましたように、高齢化率も30%と、今の日本の社会全体を見て、見渡した時に、奈義町も位置的には周辺の町は佐用町と同じような状況で、非常に高齢化率も高い。そのために、合併もされたというような状況があるわけでありまして、高齢化率が30%ということで、極端に低いということは、当然、若い人が多いということになりますので、そういうことで、かなりこの出生率や高齢化率に自衛隊の存在というものが、関連しているのではないかなというふうには、想像です。これはもう想像、そういうふうには想像せざるを得ないというふうに思っております。

ただ、やはり奈義町が財政的な、そうした豊かな中で支援をしているだけではなくて、文化・教育面や、また、就業や住宅の面など、住民同士の交流など、官民協働で住民を核とした、そうした意識改革等にも取り組んでおられるという、子育ての町ということで、取り組んでおられるということも、当然、聞いておりますので、それは、参考にすべきところは、当然、参考にしたいと思えます。

そして、佐用町でも、今後、ファミリーサポートセンターが、子供を一時的に預かったり、今年度、整備致しました「いこいの広場」の遊具施設に親子が集まったりする事業も展開をして、子育て世帯が安心して暮らせる町づくりを目指すとともに、ビジネスプランコンテストや就農に対する支援など若い世代が活躍の場のきっかけとなる事業で子育ての環境を培っていかなければならないというふうに考えております。

佐用町といたしまして、奈義モデル以外にも、当然、全国のいろんな町が、それぞれ工夫を凝らした、いろんな施策を展開しておりますので、佐用町だけが特別に飛びぬけた施策をできるというわけではありませんけれども、そうした各全国の市町の施策も参考にし、若い世代が佐用町で暮らしていきたいと思えるようなまちづくりに、今後とも引き

続いて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、5点目の政府も「異次元の少子化対策」で、今後思い切った対策をされるということですが、本町でもより強力な少子化対策を考えているのかということでございます。今後、岸田総理が「異次元の少子化対策」と言われるのが、実際、言葉だけの、その異次元という意味の中で、具体的に、どんな政策を打ち出されるのか、「異次元」と言われるような、言い回しになると、これは、ちょっと、実際出てみないと、何も評価なり、それに対して参考にも何もならないということでもありますが、国としても、当然、そういう少子化対策に力を入れることは間違いないということでもあります。

当然、それに合わせて、これまで佐用町も、ずっとこの問題について取り組んできたわけですから、これはやはり後退することなく、さらに町で進めるべき、また、効果のあることはやっていかなければならないというふうに思っております。

また、そういう子育ての中で、直接的な支援だけではなくて、やはり、皆さんが子育て環境と言われる、これは生活の実態、生活環境なんですけれども、これは、その若い世代だけではなくって、当然、町民、住民、全員の皆さんに安心して暮らせる町をつくっていかなければ、これは本当の意味での子育て環境が整った町とは言えないというふうに思います。

ですから、それは、子育て世帯に対する直接的な、そうした施策、財政面の支援だけではなくって、いろいろな支援、そうした子育て支援、福祉施策を中心に行っておりますけれども、それだけではなくって、やはり将来に、若い世代に対して、将来に困難な課題を残さないという、そういうことも当然、若い人たちに対する支援になると思うんですね。そういう意味では、今、佐用町で取り組んでおります土地の問題、山林の管理の問題、こういう問題も、当然、大きな、やはり関係はあります。

私は、そういう意味で、山林の、そうした問題など、困難な問題を、若い世代に残していかない、そういう一環として、町有林化などにも取り組んでおりますし、さらに、子供たちが行きたいとか、親が行かせたいと思えるような、当然、教育の面でも、保育園づくり、学校づくり、また、そうした町内の佐用高校等においても、そうした佐用高校の特色ある高校をつくっていくという、これは町民挙げて、やっぱり、これも応援していかなくちゃいけないというふうに思っております。

また、大学など、当然、佐用町内皆さん進学して、専門学校、大学、町を離れて、いろいろ若い人たちは勉強して、自分の将来の夢に向かって頑張っておられますけれども、そうした方たちが、再び、佐用町内でも、そうした仕事というのはあるわけですから、佐用町に戻りたいと言ってくれるような、そうした働く場の創出や地域づくりなど、多岐にわたる政策に取り組んで、その情報を町内外にも発信する、そういった包括的な取組をしていく必要があると、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、金澤議員。

6番（金澤孝良君） 丁寧にご説明いただきました。

現在、行われている少子化対策子育て支援はどのようなものかということで、非常にたくさんの方の施策をされて、僕も改めていういい方おかしいですけども、数を数えてみたら、結構していただいております。

本当に、町長、先ほど言われたように、奈義町の施策を見ながら、感じていたんですけども、奈義町に勝るとも劣らない、結構、たくさんの施策をしていただいております。

しているのに、なぜ、その出生率が下がるのかということに、大きな問題があるんじゃないかなと思います。そういった原因を考えていく中で、町長だけじゃなしに、全国的な問題なので、じゃあ、どれをどうしたら、絶対に、出生率が皆上がるんだという決定的なものはないと思うんですけども、ただ、奈義町が本当に自慢されている 2.9 というのはすごい数字なんで、そこらあたり、いろいろと僕も分析を試みたら、後でまた、奈義町の部分のところで言いますけれども、それなりの理由があるような気がいたします。

それ、後で述べたいと思うんですけども、この支援をこれだけしていただいて、なお、止まらないという大きな要因というのか、子供が少ないということが原因なんですけれども、そこ町長、一生懸命やっておられるんですけども、結果が現れないという部分について、若干、何かこういったことが原因じゃないか。こういったことやって、もうちょっと、出生率上がるんじゃないかなというようなお考えはないでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この人口減少問題、特に少子化の問題は、いろいろな評論家、また、学者の皆さんも、それぞれ、いろいろなところで、いろんな発言をされております。

ただ、本当に、平成7年に、ちょうど30年近くぐらい前ですね、全国の出生率が2を切る。平均が1.9。これが、それ以前のいろいろな、こういう子育て支援とか、子育てに対する福祉政策、こういうものは、今よりか以前、平成7年以前というのは、もっと、少なかったと思うんですね。その後、各全国の自治体も、こうした先ほど、金澤議員がお話のように、国の統一した施策じゃなくて、各自治体が、言わば争うように、競争するように子育て日本一の町、日本一というのは、全国に何ぼあるんか分からんぐらい、日本一の町というのはあるんですけども、そういうことも掲げて、特に、経済面での支援に取り組んできたわけです。

それなのに、全国の出生率が、もう現在、佐用町も変わらないぐらい同じですよ。同じように、これ低下、低くなってきた。ですから、これは、なかなか、じゃあ、そういう施策をしなかったら、もっと低くなっていたのかというのは分からないんですけども、私は、それほどでもないのかなと。影響はね。

人間、やっぱり、結婚して、子供を育てるということは、非常に大きな意義のあるというのか、皆さんの一番大切な人間としての、ある意味では、仕事というのか、事業そのものだと、人間そのものの営みだと思うんですね。

ですから、じゃあ、幾ら、いろんな、そうした子育て支援、福祉施策を充実をしても、その出生率が上がっていかないというのは、やはり、その社会そのものの中で、みんなの、豊かになれば、必ず、もっと子供たくさん育てる、産んで育てれるかということ、そうではない。価値観が非常に多様化して、いわゆる逆に豊かな時代だからこそ、また、安全・安心して1人でも生活できる時代だからこそ、1人での生活、結婚をしない男女、男性も女性も非常に多いと。だから、こういう社会現象と言ってしまうと、今、そのものが、そういうふうになっているんだから現象なんだろうけども、じゃあ、そのなぜ、そうなるのかという、その要因については、なかなか、誰もが、人為的に、これをどう直すというようなことができない。これは、そんなの佐用町でしなさい。佐用町だけで考えてもできる問題でもない。国としても、このことは分かっているながら、国としても、なかなか、そこ

までは何もできないし、また、効果が上がらないということですので、特別に、これで、こうしたら、じゃあ、人口が上がるようなことを、私に問いかけられて、求められても、これはもう、私の能力、力では、全く、そんなこと、応対はできませんし、いろいろな方が学者の先生方が、幾ら言われても、その方たちも、実際、じゃあ、ほな言われたことが、実際、そうした効果が出てくるか。それによって、改善できるかと言ったらそうではないという現状ですから、もっと、やっぱり、基本的に、問題として、やっぱり、社会全体の、やはり、もう一度、家族とか、いろんな人とのつながり、価値観、人間としての生き方、こういうところまで、やっぱり掘り下げていかないと、なかなか、そこは修正できていかないのかなと、それには、何と言っても、やっぱり教育じゃないかと。最後ね。教育ではないかなと。そこに行きついていくのではないかと思いますけれども、これが効果が出るのは、そう1年、2年の話ではない。長い間の、やっぱり、その地域での取組、ここに、例えば、奈義町なんか、住民合わせて、協働で、そうした意識改革ですね、子育てをみんなでしょう。また、子供を育てよう。子供をたくさん産んで、幸せな人生を、みんな、そういう活気のある家庭もつくりましょう。町もつくりましょうというね、そういうところまで行かないと、なかなか効果は上がらないのではないかなという気は、私はしております。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） 町長のおっしゃるとおりだと思います。なかなか、分析も難しいし、結果が出ているものでもありませんので、申し訳ない質問をしたところでございます。

この少子化と言われるのが、先ほど、町長も言われたように、約30年ほど前から、これは大変だというような、将来は大変だというようなことで、少子化対策というものが、一生懸命やられたようです。それから後に、内閣府の特命大臣ですか、少子化対策担当大臣ができたのが2005、2006年だったかなぐらいに、担当大臣ができて、一生懸命、国を挙げて少子化対策をやろうじゃないかというようなことで対策をされたんですけども、それから、約20数年、よっぽど30年ぐらい来たんですけども、大臣が数えてみたら20人ぐらい交代されております。その大臣が、なかなか結果を出されてない。いい結果が出なかったのかどうか分かりませんが、今回、岸田首相が、思い切って異次元の少子化対策ということで述べられたんじゃないかなと思います。

いろんな原因があると思うんですけども、以前も、僕、ちょっと、この場で述べたと思うんですけども、戦後の第1次ベビーブーム、それから、第2次ベビーブームが、団塊の世代の子供さん方がおった時に、第2次ベビーブーム、その時に、210万人ぐらいの幼児が生まれたようでございます。それから後、第3次ベビーブームが来るかと思って、政府もそのままにしていたんですけども、結局、第3次ベビーブームが来ないじまいで、人口が、ずっと減少に移って、現在に至っているようです。

内閣府の調査で、2030年には、出生率80万人を切るだろうということだったんですけども、結果的に、前年度ですか、令和4年度で80万人を割ったということで、かなり少子化が早いペースで進んでいるということで、非常に危機的な状態だということだと思うんですけども、これは本当に何とかしなければならぬけれども、なかなか難しい問題だということで、いろんな意味で少子化対策の内容も政府で検討されているんじゃないかなと思います。

そういったことで、本当に国としての制度化で、こういうことしなさい。こうです。全ての全国津々浦々、北海道にしようが、兵庫県にしようが、九州にしようが、同じような

環境で、本来、教育を受けるものだと思うんですけども、なかなか、格差が埋まらないというところに、少子化の問題があるんじゃないかなということ、結構、皆さん、競り合って、ものすごく対策をされているわけですけども。その結果、人数が増えたというのが、その奈義町モデルということなんですけれども、もう少し奈義町モデルのことは、後で触れたいと思います。

人口の推移なんですけれども、佐用町子ども・子育て支援事業計画、令和2年度から6年度、これは令和2年3月に出版されている分なんですけれども、この中でも、人口の減少は必ず来ると、先ほど、町長言われたように、人口1万人割るのは、もう目に見えているということなんですけれども、それを、出生率が2%になったら、1万人切らずに済むんじゃないかなということ、計算されているようなんですけれども、こういった形で2%にするには、2%じゃない、出生率を2にするには、どうしたらいいかという対策。そういったことを、真剣にやっていかなければならないと思っているんですけども、そこらあたり、2にするには、人口を増やして、若い世代が増えたら、簡単なことじゃないかなと思うんですけども、それが難しいんですけども、そこらあたり、一生懸命、移住政策とか、若者の出会いサポートとかやられているんですけども、そういった中で、少しでも成果があるような気配があるのかどうかということを、担当課、どこになるのかな、分かりませんが、分かる範囲でやっていただいていることと、答弁ができる内容がありましたら、お聞かせ願いたいと思うんですけども。

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えいたします。

先ほど、町長が答弁したとおり、これをやったら、こういうふうには子供たちが増える。出生率が上がるというような絶対的な正解というのはないと思います。

今のこちらのほうで立てている人口ビジョン・総合戦略の中で、今、議員がおっしゃった出生率の立て方なんですけれども、まずは、この人口推計の過程を説明させていただきますと、社会増減ですね、これは転入転出の差になりますけれども、これについては、現在の人口ビジョンでは、平成22年から平成27年の純移動率、要は、佐用町の場合は転出が多いので、社会減になりますけれども、この現象が回復しないという前提で人口の推計をして1万300人という数値を出しております。これは、もちろん、取組によって改善させたいとは思っておりますけれども、これある意味、日本という国は、移民を多く受け入れられているわけではないので、結局、その社会増減というのは、自治体同士の取り合いということになります。ですから、そういったものにはくみしないという前提と、ある意味、努力すれば、これは上がるということ踏まえて、それをしています。

自然動態、出生率のほうですね、死亡と出生の差でございますけれども、本来は国全体で、今、国も一生懸命取り組もうとされていますが、国全体で取り組んでいきたいところなんですけれども、佐用町としても、やはりこれ2.1まで上げないと、いつまでも減少していくということになりますので、これはある意味、戦略的な目標として2.1まで上げていきたいということで、そういった目標を踏まえて1万300人という数字を出しているわけです。

各種取組については、今、町長が述べたとおりでございますけれども、やっぱり、その取組の中で、1つ思いますのは、なかなか上がらないというのは、この女性の社会進出が、やっぱり進んできているという点があると思います。これは、当然、進めなければいけないんですけども、一方で、この出生率を上げようとする、働き方改革というのを進めて、女性が子育てをしながらでも、社会進出も両立できる、こういう社会もつくっていか

ないといけないということも思います。

それから、もう1つ大きな率が上がらない理由というのは晩婚化ということもあろうかと思えます。どうしても晩婚化すると、子供の数というのは限られてまいりますので、先ほども申しましたが、この縁結びの支援、こういったことも、やっぱり希望される男女の方には、早いうちから、そういった場を設ける。こういったことも取り組んでおりますので、徐々にではありますけれども、成果も上がっておりますので、そういうことでご理解いただければと思います。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） はい、ありがとうございます。

ぜひ、成果を上げていただきたいという思いで、あと30年後がどうなるかということ、僕らは、僕らという言い方は悪いですけど、僕は、結果を見ることは、多分できないと思うんですけども、本当に、皆さん方で頑張ってもらって、そういう形をつくり上げなければ、先ほど、町長がおっしゃられたように、森林行政にしても、人がおらなければ作業はできないわけですから、そういった人をつくり上げるということは、非常に大事なことだと思いますので、ぜひ本腰を入れて、他町に負けない努力をお願いしたいと思ひまして、努力していただいておりますところに、また、努力というのは、非常に失礼な言い方も分かりませんが、お願いしたいと思ひます。

で、子供、一人っ子の家庭とか、結婚した夫婦のアンケートなんですけれども、なぜ、子供の数を増やさないのかというようなアンケートをされているところがあったので、ちょっと、抜粋してきました。

やっぱり、今、課長が言われたように、子育てと仕事が両立しないという部分で、人数を増やせないということ、一番多いようです。

それから、その次に、子育てには、お金がかかりすぎる。お金が必要なんだという部分。

1番と2番が、これほとんど同数ぐらいなんです。

それから、もう1点が、子育ての負担が女性に偏っている。今頃、最近、お父さんも一生懸命、産休なんかがあって、頑張っておられますけれども、やっぱり、まだまだ、女性に手がかかるということで、あまり2人も3人も要らないというようなアンケートの結果らしいです。

ですから、それを克服したら、例えば、仕事と両立したら、もう1人ぐらい大丈夫だ。お金が少しでも楽になったら、もう1人ぐらい楽だという部分じゃなかろうかなと思ひます。

後でまた、一番最後で言いたいのは、給食費なんかについても、ちょっとでも援助してもらえたらいいなというふうな部分になるんじゃないかなと思ひます。

次、時間の関係で4番の奈義モデルなんですけれども、非常に全国展開という言い方はオーバーだったかもしれませんが、結構、全国で、北は北海道から南は九州まで奈義町の施策を取り入れられている自治体があります。北海道で2町、鳥取県1町、奈良県1町、熊本県で1町、いずれも人口1万人未満の小さな町でございます。

そういった施策が取り入れやすいという自治体じゃなかろうかなと思ひておりますけれども、全国と言っても、僕が資料として持っているのが、5町村、村はありませんので5町だけなんですけれども、いずれも全国にバラまっています。

それから、問い合わせ、僕も産業厚生委員していますので、前段で、行政視察行きた

いなと思ったんですけれども、電話で問い合わせましたら、毎月 10 件以上来られていますので、なかなか、ここ近くには全然空きがないんだということで、実行できていませんけれども、ちょっと、落ち着いたら行こうかなと思うんですけれども、そういった形で、非常に 2.9 という出生率の成果が全国に響いているようです。

奈義町の何が、僕、いろいろ行ったわけじゃないですから、書類上の中でいいなと思ったのが、女性の働く場を、女性の子連れのお母さん方、子連れという言い方あれやね、小さいお子さんが 2 人、3 人とおられる奥さんが、好きな時間に好きなだけ働けるというような形のワークステーションと言うんですか、そういったところを、町が支援して NPO 法人が立ち上げて、働きやすい事業所をつくったと。そこへ、いつでも、いつ行っても、手がすいた時に行って、好きな時間だけ、子供を連れて、子供は近くで遊ばせておいて、いうたらアルバイトいうんかね、そういった感じであるということが、非常に人気なんだそうです。そのことを、一番の働きやすいというか、子育てしやすい、子供を産んでも、自由に奥さん方が働けるというようなことが、人気があるようです。

それから、奈義町には保育所が 2 か所で、5 歳以上から入園されているようですけれども、じゃあ、ほな、ゼロ歳から 4 歳までの人はどうしているのかと言うと、また、別のステーションがありまして、小さなお子様を奈義町のおじいちゃんとか、おばあちゃんとか、保育士とかが見るステーションのようなものをこしらえて、そこで預けることが、一時預かりですね、ずっと通年的じゃなしに、どこか行きたいとか、ちょっとした用事の時に、ゼロ歳から 4 歳までの子供を預かってくれるというような施設と言いますか、ステーションをつくって利用をされているということを知っています。

それから、先ほど、町長が自衛隊のことを言われましたけれども、僕も直接、自衛隊に電話しましたら、町長の回答と一緒に。人数は、直接的には教えてくれなかったのですが、ちょっと、津山のある議員に聞いて、人数と、それから隊員数、教えていただきました。住民の約 1 割ぐらいの隊員がおられるようです。人口 6,000 人に対してね、あまり公にしたら困る。何で、公にしたらあかんのかなと思うんですけれども、数字は、公表せんよってくれということなんですけれども、1 割ぐらいの隊員がおられて、その 1 割の中で、妻帯者ですか、夫婦共々入隊されている方も宿舎におられる方も結構多いようです。

ですから、そういった意味で、1 割強になりますから、人口の若い世代ですわね。自衛隊でしたら、ですから、（聴取不能）で、出生率もかなり上がっているような状況じゃなからうかなと思いますけれども、それ全国、全国というか、数値にしたら分からないことなのでね、そこらあたりが、ちょっと、佐用町なんかと違ったところじゃなからうかなと思いますけれども、自衛隊が、自衛隊の存在が大きくは、数字の中で、数字に関係しているようでございます。

議長（小林裕和君） 金澤議員、発言時間が、もう 10 分ですので、質問をすることは、質問を簡潔にお願いします。

6 番（金澤孝良君） はい、分かりました。

まあ、そういうことなんで、今後の町の施策なんですけれども、5 番めの政府も異次元の少子化対策ということで、一生懸命頑張られるということで、政府は、3 本柱ですね、この前の衆議院の予算委員会の答弁で、小倉少子化対策担当大臣がおっしゃられていました。3 本柱、1 つ目が児童手当を中心とした経済的支援の強化。2 つ目に、幼児教育や保育の整備、全ての子育て家庭を対象とした経済的支援の充実。3 番目に働き方改革の推進と制度の充実。この 3 つをポイントに政府も具体的な方策を考えていこうじゃなからうかなということで、答弁をされております。

先ほど、町長もおっしゃられたように、財政面だけではなく、他の施策も含めて一生懸命やっているとされましたけれども、先ほど、アンケートがありましたように、やはり、子育てにはお金がかかるという部分が、結構、ウエイトを占めているように思うんですけれども、そんな中で、私、3人の子供を育てて頑張ってきたわけですけれども、やっぱり、経済的な部分も含めて、今、前の時にもおっしゃって、多分、半分は親が頑張るものだという回答いただいたんですけれども、給食費について、こういった時代ですし、兵庫県の議会も政府のほうに給食費の無償化というものは、請願を出されております。そういった中で、今回、この異次元の少子化対策ということで、佐用町も思い切って給食費の無料化に取り組んでいただいてはどうかという思いで述べさせてもらうんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） いろいろなところ、奈義町のこととか、そういう多方面にわたって、金澤議員も、こういう課題に対して、よくいろいろと勉強されて、お話を聞かせていただいていたわけですけれども、やはり、先ほどもお話しいただいたように、中身については、金澤議員もお話のように、佐用町も、それほど奈義町と比べて見劣りするような内容ではない。

だから、その後、国が、これから、異次元の子育て対策という、その中身も、国がもっと進んでいけばいいですけれども、各市町のほうが逆に進んできたわけですよ。だから、今、首相が、例えば、先ほど、3本柱で、児童手当を拡充するとか、例えば、保育園とか、そういう子育てを支援する施設を、もっと自由に受け入れることができるような施設をつくっていくとか、こんなの異次元でも何でもないわけです。

〔金澤君「そうです」と呼ぶ〕

町長（庵途典章君） ただ、国として、都市部ではできていない。

佐用町であれば、そんな、今、奈義町でやっておられるように、5歳から6歳、2年だけを保育園なり幼稚園なんでしょうか、保育園でしょうか。それ以下は、その施設と別のところだと、これは、そやけど、実際、高齢者だけが、交流でやっているのはいいんですけれども、責任持って、例えば、資格のある保育士とか、そういう形で、本当にやっておられるのかどうか、私、分かりませんけれどもね。

佐用町の状態見ていただいたら、どこの、佐用の保育園は、かなり定員も多くなっていますけれども、それでも、希望の人は、もうゼロ歳から、どんどん、全員の方を入所可能な状態にできているわけです。

ただ、国が言っているように、全体を見て、都市部、私は、西宮なんかは、本当に、そういう子供が多くて施設がなくて、なかなか自由にと言いますか、希望どおりは入れない状況が、まだ、続いています。そういうところは、国が言うようなところが、やっぱり、ちゃんとするべきだと思いますけれども、ですから、少なくとも、町としても、それだけのこと、いろいろな考え方のもとに、支援をやっているわけですし、総合的に見ていただいて、先ほど、申しましたように、既に、給食費についても、年間、町が、そうした通常の半額プラス地産地消で質の改善につけても1,000数百万円、それを合わせたら、通常の給食費、ほとんど、それほど変わらない全額補助しても、それは財政的には、別に何も大きな負担

にはならないということ分かっていますよ。

ですから、ただやはり、先ほど、言いましたように、子供を育てていく家庭をつくる親の責任、この責任と同時に、本当に、それが1つの、私は、子育ては、それぞれの充実した生活の大きな要素だと思うんですよ。そういう意味で、親として、精一杯、やっぱり、子供に対して、そういうことを認識して、食事、そういう費用持っていただいてもいいんじゃないかと、そういう気持ちが必要じゃないかということで、私は、こういうことで、全額見るとということよりかは、内容的には、半額補助の質を向上して、地産地消を行ってというようなことを取り組んで、これが、じゃあ、ほかの町でやっているかと言ったら、そんなことは、ほとんどやっていません。

だから、ほかでやっていないようなことも、かなりたくさんやっていますからね。それは、そういう見方をしていただきたいということを、重ねて、重ねて、申し上げておきます。

〔金澤君 挙手〕

議長（小林裕和君） 金澤議員。

6番（金澤孝良君） そうですね、そうなんですけれども、ただ、今、少子化対策ということで、ほとんどの無料化の自治体は、子育て支援のためというような形でやられているところが多いようです。全国で250幾らか、60前後じゃなかろうかなと思います。無料化されている自治体があつて、半額のところは、結構、多いです。

兵庫県も、今度、新温泉町も4月からやるんじゃないかなと思いますし、明石市。

近辺では、相生市と加西市かな、ずっと以前から無償化されているのは。

そろそろ、そろそろという言い方悪いですけども、支援の一環として、取り組んでいただいてもいいんじゃないかなということで、ちょっと、私のほうも、私の思いとして、言わせていただきましたので、町長には、町長の思いがあると思いますので、それは、それで、結構じゃないかと思いますので、私の思いは、ちょっと、この場で言わせていただいて、まだまだ、言いたいこと、いっぱい、下につけているんですけども、時間のほうも迫ってまいりましたし、十分に、取りまとめもしてませんので、ここらあたりで終えたいと思いますけれども、どうぞ、よろしく…、最後をお願いしたいと…。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 給食の、今、全国でも、そういう、一番分かりやすいと言いますか、何の工夫も要らない。財源的な話だけなので、そうすることが、何か、子育て支援だというような、そういう取組に、私は、あえてなってしまったのかと。だから、よそもやっているから、じゃあ、うちもほなやりましょうという、大して、考えも工夫もないというような感じもするんですよ。

私は、それ以上に、今回、見ていただきたいのは、新たに、赤ちゃん、要するに、乳幼児、それのおむつ、今はもう全て紙おむつです。保育園で、ほとんどのところが、全国家庭から紙おむつを園に持って行って、それをおしっこやうんちをしたものを、また、家へ持って帰らせると、そういう形になっているんですね。

でも、そういう保育士の、そうした作業、仕事の軽減と、それから、経済的にも、おむつ

というのは、結構、何回も変えますから、安いようで、結構高い。それを、園で全部そろえて、町が支給して、そして、おむつを持って来てもらうことなしに、それを、使って使用したものは、こちらのほうで、ちゃんと処分すると、家に持って帰るような、夏の暑い時に、臭いのしたり、いろんな物を持って帰らすというようなことも、衛生的にも問題があると思いますし、それを、佐用町は行います。

それと、同時に、やはり、私は、おむつをするような間ぐらいは、家庭で、本当に、何とか育てていく、育児していくというのは、子供のためにも、非常にいいんじゃないかと思うんですけどね、そういうことで、家庭で育児されている方に対しても、年間のおむつ代を、おむつをクーポンで支給をして、それで、それを町内の薬局なり、おむつを取り扱っておられる店で、おむつを買っていただくと。だから、これは、やっぱり年間、幾ら？

〔健康福祉課長「4万から4万5,000円」と呼ぶ〕

町長（庵邊典章君） 1人当たりね、それぐらいな金額になるんですよ。それだけのことを、また、今度しましょうと。

これは、やはり、ここの近隣でも、県内でも多分やっていないと思いますし、全国的にも、あまり、ここのところはやっていない。

ある意味では、町のほうで、担当者も、いろいろと考えて、こういうことしたら、みんなへの支援にもなるし、すごく1つの政策としていいんじゃないかという、これこそ、少しは、こういう取組について、評価をいただければと思います。最後です。

6番（金澤孝良君） ありがとうございます。

議長（小林裕和君） 金澤孝良議員の発言は終わりました。

続いて、4番、高見寛治議員の発言を許可します。高見議員。

〔4番 高見寛治君 登壇〕

4番（高見寛治君） 議席番号4番、高見寛治でございます。

今回の、私の一般質問は1点です。通告書に基づき質問をさせていただきます。

まず、この席からは健康寿命をのばす取り組みについて、質問させていただき、再質問については、所定の席から質問をさせていただきます。

佐用町第2次総合計画、後期基本計画、令和4年度から8年度の第3節「佐用を担う人を育て自己実現を支える」の3.生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興の中に、「高齢化率が高い本町にとって、スポーツやレクリエーション活動は町民の健康寿命をのばす取り組みとして今後さらに重要となっており、その普及とだれもが気軽に楽しめる環境の整備が必要」とあります。

また、第4節「佐用の健康と福祉を創造する」の3.健康づくりの推進の中に、「町民一人ひとりが生活の質を高め、健康寿命を延ばすことができるよう、妊産婦期から高齢期にわたるすべてのライフステージにおいて楽しみながら主体的かつ継続的に健康づくりや食育に取り組み、豊富な地域資源を十分に活用していけるよう推進します。さらに、地域のさまざまな活動主体、行政が連携しながら健康づくりの輪を広げるよう努めます」とあります。また、第2期佐用町生涯学習推進計画の中にも「生きがいつくりと健康寿命をのばす生涯スポーツなどの推進」が述べられています。

このように、生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興、健康づくりの推進に必要な

健康寿命をのばすことの具体的な取り組みについてお尋ねします。

- 1、健康寿命の定義について。
 - 2、平均寿命と健康寿命の違いについて。
- 生涯スポーツ分野の取組について。
健康づくり分野の取組について
以上、4点について、お尋ねします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高見議員からの健康寿命をのばす取り組みについての質問にお答えをさせていただきます。

心身ともに健康な生活は、豊かで充実した生活を営むための基盤となり、特に現社会においては、生活環境や食生活の変化などによって、健康づくりへの関心が高くなってきております。子供から高齢者に至るまで生涯にわたって元気でいきいき暮らしていけるために、生きがいくつくりと健康づくりの推進が重要であることは言うまでもございません。

まず1点目の健康寿命の定義と、2点目の平均寿命と健康寿命の違いについてという問いではありますが、これは、関連がございますので、あわせてお答えをさせていただきます。

健康寿命とは、集団の健康状態を表す健康指標の1つで、健康上の問題で、日常が制限されず生活できる期間を表す指標でございます。簡単に言えば、平均寿命から、寝たきりや介護を要する期間を差し引いた期間のことです。

従来は指標として、平均寿命のみが広く使用されてきたわけではありますが、生きている間の生活の質を勘案することが大切であることから、死亡年齢だけから算出するデータではなくて、生きている状態のデータを組み合わせた健康寿命は、現在、平均寿命以上に、重要な指標として普及をいたしております。

また、平均寿命は、定義としては、ゼロ歳における平均余命のことで、寝たきりや、要介護状態の期間も含む指標でございます。

これらの指標は、集団の健康状態をみる重要なデータでございますが、先ほどから述べておりますとおり、意味や定義においては、大きな違いがございます。

佐用町の平均寿命や健康寿命は、兵庫県の平均と比較して、大きな差異はない状況でございますが、健康寿命を、いかにして平均寿命に近づけていく取組を行うかが、これが重要な課題となっております。

3点目の生涯スポーツ分野の取組についてでございますが、生涯スポーツは、誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、スポーツに親しめることを目指しております。

ご承知のとおり、町ではすでにスポーツに取り組まれている体育協会団体への補助金をはじめ、国民体育大会や、ジュニアオリンピックなど全国大会出場者への激励金や横断幕の掲示などスポーツ選手への支援に取り組んでいるところであります。

また、体を動かす楽しさを幼児期から体験できるように、町内全ての保育園、幼稚園の年中・年長の園児を対象とした「子どもの体育」事業を、各クラス年に2回ずつではあります実施をさせていただいております。

町民プールにおきましては、子供たちを対象としたスイミングスクールのほかに、大人を対象とした「泳ぐ」、「歩く」、「アクアビクス」など、幅広い年代での利用ができるプログラムや、1年間有効の年券の発行により、ほぼ毎日のプールの利用を可能としており

ます。また、体験教室なども開催して、新たにプールに親しんでもらう機会も創出をしております。

このほかにも、だれもが取り組みやすいスポーツとして、フロアカーリングやペタンクなどのニュースポーツの大会開催や、スポーツ推進委員と一緒に佐用チャンネルを利用した競技の紹介なども行っております。

今後、ニュースポーツを中心に、広くスポーツの普及に努めて、生きがいや仲間づくりとともに、健康づくりを進めたいというふうに考えております。

最後に4点目の健康づくり分野の取組について、ご説明をさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症の拡大で、思うように事業展開ができない部分もございますが、議員もご承知のとおり、毎年、夏に集団で実施する「特定健康診査」と「がん検診」のほか、そのフォローである結果説明会や保健指導は、毎年、これを実施いたしております。

また、腰痛や糖尿病などの生活習慣病を予防する契機となるべく実施している「健康づくりセミナー」は、医師や理学療法士、歯科医師などを招き、年間6回実施をいたしております。特に生活習慣病の1つである糖尿病は、重大な合併症を引き起こす要因となりますので、その予防に関する啓発を行うとともに、なってしまった方には重症化を予防するため、医療機関等と連携し、できる限り病状の改善につなげていく指導に努めているところでございます。

そのほか、自ら進んで健康づくりを行う町民の皆さんを応援するため、町商工会と連携し、健診や教室に参加したり、飲食店で減塩メニューを利用したりした場合には、ポイントを付与して、賞品を贈る取組や、チーム対抗で、60日間の歩数を競うチャレンジウォークなどを実施しております。ウォーキングは、誰もが気軽に取り組める運動として普及しておりますが、この取組には毎年多くの人たちがご参加をいただいて、今年度は30チーム、150人が、無理のない範囲で、余分な体脂肪を落とし、脚力や心肺機能の強化につなげていただいております。

また、高年クラブにおいて、3キロ程度の「健康ウォーキング」や、期間内に各自で歩く「チャレンジ100日健康ウォーキング」及び「グラウンドゴルフ大会」を実施し今年度には25チーム75人が参加し、心と体の健康づくりに取り組まれております。そしてご承知のとおり、高齢者を中心として、「いきいき百歳体操」の普及にも力を注いでおり、町内各地にある約40の教室で、自主的にトレーニングに取り組んでいただいております。

そのほか、佐用チャンネルを活用して、食を通じた健康づくりや高齢者のフレイル予防などの啓発のほか、佐用郡医師会の協力で、健康情報の発信にも努めております。

地道ではございますが、これらの取組を今後も継続していくとともに、保健や介護予防・フレイル予防の部局だけではなくて、生涯スポーツ部局も含めた連携に努めて、事業の幅を広げて、町民一人一人の生きがいづくり・仲間づくり、そして心身の健康づくりにつなげるよう、今後とも努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございました。

健康でいることが一番なんでもございますが、少し数字的なことで、お聞きするんですが、私が調べたのでは、令和4年の高齢社会白書というので、これは全国的な数字でございますが、健康寿命は令和元年で男性が72.68、女性が75.38ということで、調べ始めた時からな

んでしょうね、平成 22 年から令和元年、10 年たって、男性は 2.26、女性は 1.76 延びておるといふふうを書いてありました。

兵庫県と佐用町は、ほとんど変わらないお答えでした。この数字的なことが全てではないと思うんですが、1つの指標というんですか、それとして、この健康寿命を延ばすことへの具体的な数値目標を設定することは難しいんでしょうか、お尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

健康寿命の指標を示すということが難しいかどうかというご質問でよろしいでしょうか。佐用町の健康増進計画、推進計画においても、こういった平均寿命と健康寿命というものを上げさせていただいております。

それを、限りなく平均寿命と、それから健康寿命とを差異がないように縮めていくというのを指標として掲げております。以上でございます。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 課長も、なかなか、きちっとしたと言うのか、その数字で示すことができないという点についての答弁だったんですけども、それは、少なくとも、この健康寿命という定義の中で、どこまでが健康なのか、平均寿命というのは、亡くなった時に、はっきりと出て来ます。年齢で、何歳で平均して。

ただ、健康寿命というのは、本当に、例えば、若干、介護の必要性があるといっても、何とか頑張って1人で生活されている方もいらっしゃいますし、体の状態というのが、それぞれの各々の判断で違うところがあるんですね。

だから、確かに、介護認定を受けるとか、施設に入所されるとか、そうすれば、その時点から、一応、そうした健康寿命を、そこから、全体の寿命から、その分の間を外すという計算はできますけど、なかなか、そこは、きちっとした数字を出せと言われても、出せるような問題でもないし、町独自に、そうした目標を立てたらと言われても、なかなか、佐用町だけで、そういう数字を立てるということ自体が、逆に、今度、そこに健康づくりとか、いろんな方に携わっている健康福祉課職員の数字の何かものをつくる、データをつくるだけの手間が非常にかかる問題でもあり、場合によっては、健康寿命の数字を、例えば、1歳上げたいと、それに上げられるように、数字的には、ある程度、そういう数字的な操作もしようと思えばできる話なので、そこは、ちょっと、そういう町独自の指標をつくるというのは、この問題としては、ちょっと、難しいと、私は、思いますよ。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。

私も、この数字を見た時に、どういうふうにして、今、町長が言われましたように、ど

こからが、ほなら、健康寿命じゃなくなったのを定義されておるんかというのは、思ったんですけれど、ただ、今、この総合計画の中で謳われております。

例えば、これ1年、2年のスパンじゃないと思うんですね。ですので、10年たった後、20年たった後、こういう取組をしたことによって、その後に、これだけ延びているというのにはあったほうがいいかなと思って質問させていただきました。

そういう寿命の年齢と言うんじゃないかって、健康的な生活を進めていく取組をするということであれば、それに越したことはないと思いますので、ありがとうございます。

それでは、生涯スポーツ分野の取組の中で、いろいろ教えていただきました。体育協会や全国のほうに行っておられる方への応援というのでも聞かせていただきました。生涯分野の取組の中で、施策の方針というのがあり、その中で、主要施策というのがあるって、生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進の中で、「各種スポーツ団体や指導者と連携し、生涯スポーツ・レクリエーション大会、体験会を開催し、これらの普及・推進に努めます」というのと、学校・地域との生涯スポーツ・レクリエーションの活動事業の連携、連携というのがあるんですけど、「スポーツ推進員が中心になって、生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進する。また、学校や地域との交流を深め、コミュニティのさらなる活性化をめざす」という項目があります。

この中で、スポーツ・レクリエーション大会の開催については、グラウンドゴルフ大会、ペタンク大会、ソフトバレーボール大会、そして、今回も言われました第1回目となりますフロアカーリング大会が開催をされています。この開催をすることで、地域やグループで練習をされている人たちの参加機会をつくっていただいております。

できれば、施策の中にあるように、学校や地域の団体の中で、初心者の方、初心者を対象にした体験会、講習会を実施していただき、練習をされてから大会に参加できる状況をつくっていただければ、どうでしょうか。お伺いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、普段、体を動かす機会の少ない方へのアプローチは大変重要なことと考えております。現在もニュースポーツ体験会などは開催いたしておりまして、初めての皆さんが集まっていただいて、実施していただいております。

しかしながら、全体的に、今後は、そういう周知も進めて行きたいと考えておりまして、例えば、特定健診の後の事後指導とコラボレーションしたり、また、ウォーキング体験会、体を動かす教室のご案内を行ったり、それと、それこそ、先ほども出ました職場対抗チャレンジウォーキングの前に、正しいウォーキングの方法を、また、そういう教室みたいな形のやつを進めたり、おっしゃるとおり、学校や地域に出向いての、そういうニュースポーツ体験会の開催等につきましても、今後は、検討していかなければならないと考えております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。

今まで、課長言われましたように、スポーツをやったことのない方が、運動習慣をつけるというんですか、そういうことに参加していただくことが重要なことではないかなと思うんです。

今まで、大会はずっとしていただいております。それは、今までやっている方が、そこに参加しておられるので、スポーツ・レクリエーションの競技と言ったら、そんなに難しくないやつなので、何回か練習できれば、そういう大会にも参加できるというふうに思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

大会は、日頃の練習の成果を発揮する場であります。手軽にできるレクリエーションスポーツを体験してもらって、スポーツ人口を増やしていく取組をお願いしたいと思います。

これも数字があつたんですけれど、運動習慣という名目いうんですか、それで書いてあつたんですけれど、その割合なんです。これも全国レベルです。75歳以上の男性で46.9%、女性で37.8%。65歳から74歳の男性で38%、女性で31.1%。20歳から64歳の男性で、23.5%、女性で16.9%って書いてありました。全国的なことなので、数字的に見ますと75歳以上の男性が一番多い。20歳から64歳の方が少ない。これは、仕事の関係とか子育てとか家庭の環境なんかで、できないと思うんですけれど、言われましたライフステージ、全ての世代で、いろいろな運動習慣ができるように、取り組んでいただければ嬉しいかなと思いますので、生涯スポーツの推進、これからも、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

続いて、健康づくり分野の取組ですが、これも主要施策の中で、総合的健康づくりシステムの確立で、「町民の健康情報を一元的に管理するデータヘルス事業を推進し、保健・医療・福祉・介護事業に活用する」というのがあります。健康づくりについては、まず、自分自身の健康管理に関心を持っていただくよう取組を進めることが重要なことだと思います。この中で、今、言いましたデータヘルス事業というのがあるんですけれど、この事業について、もう少し分かりやすく説明をしていただければと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

データヘルス事業ということでございますが、今現在、先ほども申し上げましたとおり、答弁の中でもありましたように、特定健診を実施しております。そして、そのほかにも健診ですね、いわゆる赤ちゃんから、赤ちゃんの時の生まれた時の体重ですとか、身長ですとか、そういった体型ですね、そういったもの。それから、子供の健診の結果。それから、今、言いましたように、成人の健診の結果。がん検診の結果。それから、予防接種の状況というものを一括して、データとして取り込んでいるデータヘルスというか、健康カルテと言いますが、そういったものがございます。一元に、お一人の個人のデータを一生涯記録していく、管理していくというようなものがデータヘルス事業というふうな形にしております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） これは多分、特定健康診査とか、がん検診に来られた方のデータを、

ずっと持っておくということですよ。

それで、そういうふうにデータ化して持っていただくのは、とても大切なことかと思えます。健康づくり、自分が、今、どういうふうな状況なのかというのを知る上では、そういうふうに、しっかり、データとして持っていて、それに基づいてアドバイスができたりすると、とてもいいことかなという気はします。

それと、続きましてですが、少し、町長の答弁の中であつたんですが、一次予防の充実という中で、「特定健康診査・がん検診などの機会を拡充し、健康診査後の保健指導の充実・栄養教室や健康講座に参加できる機会を増やす」というのがあります。特定健康診査の保健指導の充実、それから栄養教室や健康講座に参加できる機会を増やすというのがあります。新型コロナの関係で、なかなか充実したことはできていないかも知れないんですが、具体的に、どういうふうな内容のことなのか教えていただければと思います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

まず、特定健診を受けた後の事後指導でございますが、まずは、結果説明会というものを、南光の文化センターで2回、それから、町の保健センターで2回というふうな形で、結果説明会というものを設けさせていただいております。それ以後、特定健診ですので、特定保健指導、いわゆるメタボと言われる予備軍の方、それから、メタボの状態にあられる方の指導を6カ月間、指導してまいっております、それが、保健師と栄養士が個別指導をさせていただいたりとか、それから、グループワークさせていただいて、集団で指導というふうなことを実施しております。

6カ月間と言いますのは、6カ月間を自分自身で体重を減らしていくとか、それから、腹囲、お腹周りを少し減らしていくというような目標を一旦立てていただきまして、それを6カ月間取り組んでいただく、その時々、お一人でしていくのは、大変、途中で挫折というふうなこともございますので、途中途中で保健指導というものを入れさせていただいております。仲間と一緒に頑張ろうねという励まし合いなどの教室をやっております。それが特定保健指導というものです。

それから、広く一般的に健康セミナーというものを開催させていただいております。その健康セミナーの開催が、特に、町で取り組まなければいけないなと思っているのが、やはり、先ほどの健康寿命を延ばしていくための重症化予防、成人病の重症化予防、特に、糖尿病の糖尿病性腎症にならない予防のための教室というものもやっていかなければいけないという状態でございますので、そういったものに兼ね合わせまして、糖尿病に対する血糖値が気になる方へというような教室を1講座設けたりとか、それから、食生活を改善していきましようというような教室ですとか、それから、食事をしっかり取るには、やはり口腔ですね、歯の健康も必要であるというような口腔に関する教室。

それから、薬と上手につき合っていましようというような教室というものを、腰痛も含めてですが、各専門のお医者さんですとか、それから理学療法士さん、それから、薬剤師さんというところに、町内の薬剤師さんとかにお願いさせていただきまして、6講座を健康づくりセミナーとして設けております。

そのほかにも、先ほど申し上げましたように、糖尿病の重症化予防というところに関しましては、個別指導等についても力を入れているところでございます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） 特定健康診査後に、特に、そういうふう健康のことについて、注意をしなければならぬ方への対策というのは、すばらしいなと思っております。

セミナーとか講座とかというお名前で説明があったんですけど、そういうところに、今、生涯スポーツのほうで言われました運動とかというのを取り入れて、一緒に、まあ言うて、勉強するばかりだったらおもしろくないさかいに、少し体を動かしたらというのんで、この生涯学習部門と連携をされて、体を動かすようなことも中に入れていただければ、少しは汗かくことも必要かなと思いますので、そういう調整も、連携も取っていただければなと思います。

何年か前までなんですけど、以前実施されたイベントで、ウォーキングなどの運動習慣や口腔ケア、食育、介護予防、講演会など、健康について、いろんな視点から焦点を当てた健康フェスティバルというような事業が、多分、あったような気がするんです。そういう、いろんな分について、健康についてのいっぺんにやるような事業は、なかなか効果的じゃないかなと思うんですけど、こういう事業について、何かいいと思うんですけども、取り組めることはできないんでしょうか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） お答えいたします。

以前、確かに、議員おっしゃるように、健康フェスティバルというものを、確か、5年ほどさせていただいたと記憶しております。

それで、その後、コロナ感染の拡大もございまして、実施はしてありませんが、今後につきましては、以前させていただいていましたのも、生涯学習課、それから、高年介護課、健康福祉課合わせて実施をさせていただいておりますので、今後、するかしないということも含めまして、検討していったらなというふうに考えます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） できれば、積極的に考えていただいて、来年度、令和6年度ぐらいから、そういう事業が復活できればいいんじゃないかなという気はします。

令和2年から3年間続いた新型コロナウイルス感染症も、ようやく落ち着きを見せております。町長の中にもありましたが、5月から感染症法上の分類を、2類の危険性が高い感染症から5類の危険性が低い感染症のほうに変更になります。今まで、グループや団体が集まることができずに、事業やイベントが中止や縮小を余儀なくされてきました。この健康寿命を延ばす取組を進める大きなチャンスではないかと思っております。この機会に、この健康寿命を延ばす取組を見直していくようなことは、何かお考えでしょうか。全般なんですけど、生涯学習部門のほうで、はい。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） お答えします。

先ほどから高見議員のおっしゃることを、一々、そのとおりになでございませけれども、確かに、健康づくりは、体の健康が、まず第一で、そのためには、生涯スポーツや食事のこと、また、全てのことが関連しますので、先ほど、申されましたように、多方面での、いろんな各部門の協力で連携を行いまして、そのような形で事業を進めていけたらなと考えております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

3年間、みんな我慢してきたと思っております。ここで、去年と同じようになんていうような言葉は、多分、聞けてなかったと思うんですけども、特に、3年前以上に取組を進めていっていただければなという気はします。

平均寿命と健康寿命の差の部分は、町長言われましたように、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活ができる期間ではなく、支援や健康寿命と平均寿命の差のところには、支援や介護や入院などが発生して、本人だけでなく、家族の方たちにも精神的、肉体的、経済的負担が生じてきます。日頃の生活習慣、運動習慣を見直して、健康で元気に生活ができるように健康寿命を延ばす取組を、これからも継続されることをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで休憩をとりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩をとり、再開は、午後3時30分とします。

午後03時11分 休憩

午後03時30分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

9番、千種和英議員の発言を許可します。千種議員。

〔9番 千種和英君 登壇〕

9番（千種和英君） 9番議席、千種和英です。アクリル板がありますので、マスクを外してしゃべらせていただきます。

通告に基づき、2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目ですが、昨年6月議会にも同じような内容の質問、地域おこし協力隊等の定住状況をどう考えるという質問をさせていただきましたが、その後の進捗や成果、課題の確認と、今回、同じ分野で募集がされているということで、質問をさせていただきます。

重複する点もあるかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

令和5年度地域おこし協力隊の募集について問う。

今年1月に、令和5年度の地域おこし協力隊の募集について報告がありました。

就農分野、若干名。農業振興支援員1名。林業分野、若干名。地域支援員（仮称）1名の募集となっていました。

今回の募集と同じ分野で現在活動していただいている隊員の就農分野2名が、令和6年3月末。農業振興支援員1名が令和5年4月までの任期となっています。これまでも何度となく任期終了後の隊員の定住、就職、自立等の状況を、また、産業としての農業振興の取組を質問しています。特にこの2分野は、今回も継続しての募集です。任期終了後の隊員の定住や就農の意向や町としての見通しは、どう考えていますか。

12月に開催された協力隊の活動報告会はZoomで参加させていただきました。これまでの活動を頼もしく拝聴しました。ただ、今後の農家としての経営に関する活動に関する内容が少なかったことに不安を感じました。現状ではどのような支援をされ、今後、予定をされていますか。

それを踏まえて、今回募集する農業関連2分野の将来的展望をどう考えますか。

町長の見解を伺います。

後の再質問と、もう一問につきましては、所定の席からさせていただきます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、千種議員からの令和5年度予定しております地域おこし協力隊の募集についてのご質問にお答えをさせていただきます。

令和5年度採用予定の地域おこし協力隊につきましては、就農、農業振興支援員、また、林業、地域支援員、この4つの分野で募集を行いました。就農と農業振興支援員については、現役の先輩隊員がいる中での継続募集でありまして、また、林業と地域支援員については、新規の募集というふうになっております。

このたび継続募集を行った2つの農業関連分野につきましては、農業を担う若手人材、また、特産品等のPR・販売促進など農業振興に貢献いただく人材の発掘・育成を行うことを目的としております。

就農分野につきましては、先輩隊員の指導や助言を受けながら、1年間ともに活動することで技術の早期習得や、人とのつながりの構築など今まで培ってきたものを円滑に引き継ぐことができ、新規採用隊員が活動する上で多くのメリットがあるというふうに考えております。また、現在活動している先輩隊員については、任期終了後の将来設計に向けた時間を確保することが可能となり、就農や定住率の向上にもつながることを期待いたしております。

任期終了後の隊員の定住や就農についてでございますが、本年4月が任期終了となる農業振興支援員の1名につきましては、現在、株式会社元気工房さようにおいて、町の農産物や特産品等のPR、各種イベントでの販売や加工所での作業、また、デザインスキルを生かしたチラシやポップづくりなどで活躍をいただいております。また、地域づくり協議会

や地域の活動にも積極的に関わり、デザインや情報発信のスキルを生かして多岐にわたる活躍をいただいております。

任期終了後につきましては、定住を見据え、退任後もこれまで活動を行ってきた株式会社元気工房さようや地域住民との関わりを継続しながら、デザイン作成等を続け、協力隊着任当初より目標といたしております親子向けのワークショップなど多くの人が集うことができるような飲食店の開業に向けて、準備を少しずつ進めている段階であります。

また、就農分野の2名につきましては、令和6年3月までが任期となっております、あと1年間、地域おこし協力隊員として活動していただくこととなりますが、現時点において、1名は佐用町においての就農の意思があり、既に農地の集積や栽培技術の習得、販路の確保等に向けて動き出しております。

ご指摘のありました経営面での支援等につきましては、県光都農林振興事務所などの関係機関を紹介するなどしておりますが、今後も本人の希望に応じて、伴走的な支援を継続してまいります。

なお、もう1名につきましては、今のところ将来的なビジョンが明確ではないように思いますが、3年間の活動で得られたスキルを発揮ができ、かつ町内に定住していただけるように、情報提供と支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、就農分野の2名につきましては、この2年間、さよう農の匠養成講座を担当していただいたことで、技術的にも知識的にも、相当にスキルアップができておりました、講師の信頼を得るまでに成長しております。この両名がここで得られたスキルを生かし、自身の将来につなげていただくとともに、農業等の担い手として佐用町へ定住してくれることを期待しているところであります。

ただし、議員もご承知のとおり、現在の本町の状況において、若い世代の方が家庭を持ち、農業を専業で生計を立てていこうとすることは、かなりハードルが高いものでございます。

今回募集している農業関連分野で応募されている方についても、体験ツアーでは、本町の状況に関する情報提供を行ってミスマッチを防ぐとともに、当然、本人の将来展望や希望が第一ではありますが、例えば、事業の承継や半農半Xを視野に入れ、活動を通して学んだ経験を生かして、元気工房さように主体的に関わるなどの選択肢も示しているところでございます。

今後も、農業振興支援員や就農分野の隊員による農産物・特産品の生産や販売、魅力の発信などの活動をサポートするとともに、その活動が町の農業振興につながるよう、元気工房さようとの連携を密にしていきたいと思いますというふうに考えております。

また、卒業した隊員の皆さんについても、引き続き、本町の農業や農業支援に関わっていただけるように、伴走的に、これを支援してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 冒頭にも申し上げましたが、度重なるような質問になりますが、私自身、多くの課題のある佐用町ですが、産業育成という面では、町長も認識されていますように、農業というのは成長産業の1つだと捉え、その支援の必要性や有用性を認識しておりますので、ご了承ください。

先ほども説明にありました、現在、隊員として活躍されている方、就農分野、特に、そちらのほうも農の匠のほうでのお手伝いに携わりながらということなんですけれども、以前、聞きましたところ、3年目、3年のカリキュラムとして、まず、最初1年目に土づくりだとか、農の匠の手伝いをしながら、2年目、徐々に栽培をし、3年目に自立を目指すというふうな説明を受けたと思うんですが、この今度採用される隊員さんの3年間のカリキュラムも、同等なようなカリキュラムで採用されるつもりでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 失礼いたします。

隊員のカリキュラムといたしましては、土づくり等は、もう全て、農の匠においては、受講生たちは学んでおります。なので、ちょっと、一歩出遅れたスタートということになりますので、それを現の隊員たちに指導を受けて、そこで引き継いでもらって、ベースを同じに追いついていただいて、さらに栽培技術であるとか、そういったところに精進して行っていただきたいというふうに考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、なかなか、成長産業として捉えてはいただいているんですが、なかなか自立して農業で生活していこうというのは大変なんですけど、この3年という期間で隊員として活躍されて、先ほど、ちょっと、土づくりは出遅れているということだったんですけども、3年、季節によると、3年ずっと野菜同じもので、同じ作業ができるわけではないんですが、それぞれ栽培技術等々については、当然、個人差もあるんでしょうけれども、身に着くような形で、今、進んでいるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 野菜に関しては、1年間のうちの何種目も栽培していただくということになりますので、経験は3回積めるということになります。

で、一方、果樹のコースもございまして、果樹は、一旦植えると、次、実がなるまで数年かかり、一度なりだすと、あとは摘果していくという作業になってきますので、1からの植栽という機会は、ゼロにはならないと思うんですけども、若干、減ってくると思います。

ただ、野菜だけでなくって、その果樹とか、いろんな品目の栽培技術を得ていただいて、それを任期終了後に、その技術なりを活用いただいて、できれば町内で活躍いただきたい。

特に、元気工房さようにおいて、農産物の直販もしておりますので、そこに出荷できるような、そういった技術を習得してほしいというところでございます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 今、今度の5年度の募集じゃなしに、今、活躍されている方のことで聞いているんですが、やはり、その3年間で生産技術というのも、もちろんなんですが、そういった農業経営というのは、学ぶような機会は持たれているのか。

それが、なかなか佐用町内でも農業できっちりと経営されていますよという農家の方が、どれぐらいいらっしゃるのかというのも、なかなか難しいんですけども、そのへんの、3年間の間の指導であったり、学びというのは、こういった形になっているんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 協力隊として、今、活躍している人たちの、これまでの、それまでの経験というふうなもの、どういうふうな経験があるかどうかによって、同じ協力隊としても、いろんな人、形があります。

現在、就労して、若い隊員2人、元気工房のほうで、そうした農の匠等の運営等を手伝いながら、また、元気工房の運営のいろんな作業においても、それにも関わってもらったか、いろんな経験を積んでいただいているわけですけども、今、農業技術、栽培技術そのものも、3年間で、じゃあ、いろんなことが全部覚えられるかって言ったら、そんなもんでもないと、そんなに簡単なことではないと思います。

それから、何を作ったらいいのか。その作物によって、かなり違うと思いますし、特に、複合的に、果樹とか、そうした野菜とか、穀物とか、いろんなものを組み合わせるとなれば、そういうものも、いっぺんやってみないと、なかなか、経験を積まないと、分からない部分が多いと思うんですね。

特にあと、経営といいますか、それを販売して、それで生計を立てていくという部分になると、それこそ、なかなか、実際、そういう、自分自身が責任を持ってといいますか、主体的に、それを運営していく、経営していくということになると、もっともっと、やっぱり、それもっと難しいところがあると思います。

だから、私は、そういうことで、今、二十歳代の隊員が、やはりこれから自立していく、独立して、そうした農業に取り組んでいこうとすると、そういう、特に、私とこは、元気工房さようという、加工から販売、販売においても、かなり、いろいろな、直接、直売もしていますし、ネット販売もしていますし、それから、特に、加工品のみそなんかは、そうした販売、近畿圏内、特に、兵庫県内のそうしたスーパー、販売店なんかとも契約をして送っております。

私が、ここでお答えさせていただいておりますけれども、やはり隊員の期間が終わっても、元気工房のほうも人が要りますし、また、そこに携わりながら、そういう経験を積んで、自分がかなり、ある程度の自信を持った上で独立をしていくという、そういうステップ、段階が要るのではないかなと思います。辞めて、すぐに、じゃあ、販売して、それを売って、それだけで生計を立てる、暮らしていけるということは、なかなか難しい面があると思うんですね。

そういう面での町としても伴走型と言える、町の施設としてあるものを使いながら、将来の自立に向けて支援をしていくということ、これも大事ではないかと思っておりますの

で、そういう販売とかいう面になってくると、個人だけで簡単に会社つくって、そういうのじゃない、やっぱり、いろんな事業者との、非常に密接な取引、関係も必要になってきますし、そういうことでは、議員もいろいろと集荷したり、また、販売したり、そういう長年の知識、経験も持っておられる。そのへんは、一緒に、また、隊員の方の後の指導ですか、支援も、お願いしたいと思うんですけどもね。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 今の町長の答弁の中にもあったんですけども、僕も、やはり危惧しているのは、その後、隊員3年終わった後、即、自立ができるとは思っていませんが、やはり農産品の売り方というのが、大きな課題なのかなというふうに思っております。

12月の活動報告も聞かせていただいたんですけども、生産に関しての活動、その時は、まだ、1年半ぐらいだったんですけども、なかなか、販売するというような話、報告がなかったように思います。

先ほど、課長のほうから言われたように、それで生産すれば、元気工房のほうにでも出荷をしていただくというような話なんですけど、なかなか、それだけでは、ちょっと、厳しいのかな。現実と言うと、就農というくくりで募集をされる以上は、産地でしたら、やはり系統出荷という出荷の方法もありますし、また、そうじゃない地域でも、小さな農業でも成り立っているところというような調査研究も含めながら、それは、引いていけば、元気工房の販売促進にも当たるんじゃないかなと思うんですけども、そのへんの、やっぱり販路等々につきましては、今はもう、元気工房1本と言いますか、よそへ出荷だとか、新たな販売方法というのは考えずにやっついこうかなという感じなんですかね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） もちろん、いろんな出荷先があって、しかも安定した価格で買い取っていただけるというところを見つけるのが、やっぱり、最善だとは思っておるんですけども、なかなか、そう簡単には見つからないというのが、実際、現状だとは思っています。

今の農家さんにおかれましても、同じようなことが言えると思うんです。

せっかくいいものを作っても、なかなか、それが有効な見返りがないと言いますか、そういうところもあると思いますので、そこは、卒業される隊員だけに任せるのではなくって、我々も、その隊員向けだけでなく、町内で農業を営んでいらっしゃる皆さんに、好影響があるような形で模索は続けていきたいと。

ただ、一番身近で、既にある販売先というのが、元気工房さようでございますし、町も出資しておる会社でございますので、そこでの販売というものを、やっぱり一番には考えていきたいというふうには考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君）　　そういった形で、今、現隊員のほうも、そうやって頑張っていたいていて、将来が見えるように取組支援をされているんですが、今回の通告にあります令和5年度の募集というので言いますと、ここチラシ見たところ、5年の2月17日が締切りということだったんですけれども、その応募の状況というのは、どんな感じなんですかね。

〔企画防災課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君）　　応募につきましては、4名ございまして、現在、まだ、4月以降の採用になりますので、準備中ではございますけれども、農業振興支援員で1名。それから、就農で1名を採用したいというふうに考えて準備を進めておるところでございます。

〔千種君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　千種議員。

9 番（千種和英君）　　以前にも聞きましたとおり、これ応募されたのは、その1日体験というのが必須ということなんですけれども、そのへんのマッチングに関しては問題がなかったのかと、先ほどから、皆さんの答弁を聞いておりますと、就農と言いながらも、農家としてされるのか、反対に言えば、元氣工房だとか、農の匠の支援も、町長の先ほどの言葉にありましたように、半農半Xというような意見もありました。その生活の仕方、暮らし方というのは、僕も大賛成なんですけれども、そのへんに関しては、応募された方は、農業で食べていくんですよというような気概だったのか、そういったところを調整して話をしたところによると、そういった選択肢もあるのかなというのは、どんな感じなんですかね。

〔企画防災課長　挙手〕

議長（小林裕和君）　　江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君）　　この mismatch を防ぐ手立てというのは、昨年の6月でしたか、一般質問でもお答えさせていただいたとおり、これまでも、佐用町の場合は、大きな mismatch というのは、幸いなかったんですけれども、昨年度の募集から、この1日体験ツアーというのを必須という形にさせていただいて、そういう mismatch を防止するというような取組をさせていただいております。

で、ただ、これ、あまりにハードルを上げると、今、非常に協力隊も売り手市場と言いますか、募集している自治体のほうが非常に多いという状況でございますので、このあたりは、ちょっと、バランスを考えながら、今後も進めていきたいというふうに思います。

それと、今度の隊員の意向なんですけれども、やはり、今回の2名につきましては、農業振興支援員と就農という形ですので、共に新たな分野でチャレンジしたいというような意向ですので、当然、今の段階では、就農だったりということを目的にされております。そのような意向をお持ちでございます。

ただ、先ほど、町長の答弁でもございましたとおり、農業を専業で生計を立てるという

のは、私たち佐用町民にとっても、大変厳しいということは、お伝えを十分しておりますし、たまたま、今回の2名の方につきましては、それ以外のスキルもお持ちの方でございますので、面接等の中で、当然、皆さん、新しい分野にチャレンジしたいので、そこを精一杯応援させていただきましても、そういう、あなたのスキルを生かしたことも、出口としてはありますよということは、お話の中ではさせていただいております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） これも度々の話になりますけれども、やはり、先ほど言われましたように、農業で生計を立てるとするのが難しい中で、先ほど、ハードルを上げるとおっしゃいましたけれども、僕は、ハードルを上げると言うよりは、こういった仕事もありますよということを、上手に、きっちりとお伝えして、将来的に佐用で生計を立てていただける人が隊員として活躍していただくことが望みですので、ぜひ、そういったところのコーディネートの方は、しっかりしていただいて、農業で何とか生計が立てられるんですよ。それも、専農ではなくても半農半X、それで佐用町が運営している、こういったところの運営もしながらという形で、コーディネートしていただいて、佐用での人材発掘であったり、また、次の展開に取れるように、よろしく願いしておきます。

この件につきましては、以上とさせていただきます。

次の質問とさせていただきます。

官民連携をめざした人材育成を。

2月に産業厚生常任委員会で鎌倉市へ視察研修に行かせていただきました。

研修内容は、民間の不動産業者が民間の空き家や市所有の施設を運用し、収益事業として運営されているというものでした。特に注目した点は、費用調達に関して補助金も活用しつつ共感寄付による出資者からの投資で賄っています。これは資金調達の優位性だけではなく、今後の運用に明確なコスト意識を持たれているということです。官民連携により、両方の強みを生かし弱みを補完しあっている取組でした。

ただ、このような取組を行うには相応の資格、ノウハウ、経験を有した人材が必要であることも感じました。この手法は全国に広がり各地でプロジェクトが進行し、次々と大手企業から業務提携の提案があるそうです。また、人材育成面では、前述の地域おこし協力隊制度を活用した地域プロデューサー育成に取り組まれています。この取組、業者を知ったきっかけは、近隣たつの市にある国の重要伝統的建造物群保存地区、伝建地区での民間事業者が中心となって取り組み、実績を上げている観光振興事業、その研修会への参加からでした。

現在、佐用町でも定住対策や空き家活用において民間と連携をしていますが、その内容は紹介・案内が中心だと認識しています。もう一步踏み込んで、企画・運営・資金調達等の提案のできる官民連携事業の必要性を強く感じました。空き家対策、公共施設の維持管理、平福利神城を中心とする町内全域の未来伝承プロジェクト推進等の課題解決には参考にすべき手法だと考えます。

このような取組について、町職員、特に中堅職員の学びの機会の創出や、実務に当たるキャリア人材の確保に地域おこし協力隊制度の活用をすればと考えていますが、いかがでしょうか。町長の見解を伺います。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） それでは、千種和英議員の2つ目のご質問であります官民連携をめざした人材育成という点につきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。

まず、最初にご指摘の空き家対策、また、公共施設の維持管理、未来伝承プロジェクト等の課題解決に、千種議員も研修をされた、鎌倉市の取組、また、たつの市等の取組等について、参考にするべきではないかという点についてでございますが、まず、空き家対策につきましては、空き家の有効活用を図るために、空き家バンク制度を推進しています。この中で空き家内覧を中心に合同会社 佐用鹿青年部に業務委託をしており、その内容は、議員、お見込みのおおりに、紹介・案内が中心ではございますが、メンバーの皆さんとは、企画・発案の段階から頻りに調整協議を行って、より効果的な方法がないかと検討を重ねているところであります。

現在においても、町内の宅地建物取引士の皆様の協力のもと、空き家の売買や賃貸を進めておりますので、その連携を維持した上で、効果的な官民連携については、今後も検討をしてまいりたいと考えております。

次に、公共施設の維持管理における官民連携事業につきましては、議員も、よくご承知のことと存じますが、指定管理者制度の導入施設が19施設ありまして、14団体に管理制度によって、施設の維持管理等を行っていただいております。

また、学校・保育園などの跡地利用といたしましては、旧6保育園、及び旧5小学校、また、旧三土中学校の跡地等を民間事業者は無償貸付し利活用を図っているところでございます。

そのほかにも、旧城山会館や旧上月保健福祉センター、また、旧特別養護老人ホームであります朝陽ヶ丘荘をああして、共立病院のほうに有償貸付を行うなど民間の創意工夫等を活用して、財政資金の効率的な使用や行政の効率化も図っているところであります。

今後につきましては、旧利神小学校及び旧三河小学校を令和5年度に民間事業者へ貸付けを行えるように、手続きも進めているところでございます。

ご質問にある手法といたしまして、国も地方自治体にPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアティブを促しておりますが、民間に幅広く業務を任せることとなるため、これまで以上に業務状況を把握し、管理・指導をしなければ、サービス低下を招く可能性がございます。

また、運営によって民間事業者が利益を出せることが前提でありますので、対象事業に限られて、準備や手続きが煩雑となり行政コストが逆に膨らむ場合もあり、他の自治体で事業が破綻したケースもございますので、これの導入については、慎重に検討が必要であろうかと思っております。

次に、未来伝承プロジェクトに関しましては、官民共同の事業として平福での旧木村邸の改修による宿泊施設・レストランの開業、また、歴史遺産を活用する地域づくりでは、平福での地元有志による佐用山城ガイド協会の立ち上げ、上月城や高倉山城、三日月藩乃井野陣屋跡と武家屋敷では地元地域づくり協議会や有志による魅力発信の活動が継続して行われております。

ただし、ご指摘のおおりに人材、また、資金両面での課題は存在しますので、人材面では地域の担い手たる人口の減少と技術や知識を持った人材の確保の必要性、また、資金面に関しては補助金だけに依存しない経済循環を生み出す仕組みを検討していく必要もあろうかと考えます。

最後に、このような取組について、町職員、特に中堅職員の学びの機会の創出や、実務

にあたるキャリア人材の確保に地域おこし協力隊制度の活用をすればと考えるがということでございますが、まず、官民連携に関する研修の機会といたしましては、令和3年度より兵庫県自治研修所開催の外部人材から学ぶ発想力・行動力研修に毎年1名を参加させておまして、この研修の内容は、民間企業経営者やNPO等外部人材から現場目線や多様な視点での事業の企画立案のアイデアの発想、民間団体や企業とのコラボレーションの手法などを学ぶことによって、発想力や行動力向上につながる機会を提供しております。そのほかにも、全国市町村研修財団が開催する研修においても、様々な分野での専門性の高い研修がございますので、職員の希望等にも応じて、参加できる体制も整えております。

職員一人一人が民間の視点をもって日頃の業務に取り組むことは大切ではございますが、全職員を対象として、一律に特定の分野での研修の機会を設けることは、少ない佐用町のような職員数の中では、なかなか困難なことでありますので、それぞれの担当課において、必要な職員が必要な研修や視察研修等にも参加し、技術や能力の向上につなげてもらいたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 質問の中に書いてあります産業厚生常任委員会での視察なんですけれども、もう少し詳しく言いますと、地域は鎌倉市という、本町は大きく条件が違います。東京への通勤圏ということもあり、不動産の価値というのも大幅に違うので、全く一緒には考えられませんが、内容的には、市民の方が所有されていた邸宅でした。研修でお伺いしたんですが、お家の中に能舞台まである大邸宅だったんですが、所有者の方が亡くなられて鎌倉市に寄贈をされました。

当初は、鎌倉市のほうが、その管理費を負担しながら、運営をされていたそうですが、民間の不動産業者さんが、市から借り受けられ、賃料を支払って事業化され、収益事業として運営をされているそうです。

行政運営から言いますと、こういった形で行政の持っている、市、町の持っている施設を活用していただくと、財政負担がなくなり、反対に歳入が発生するというので、大きなメリットがあるんじゃないかなと、僕のほうでは思っておるんですが、先ほど、町長の答弁にもありましたPFIの話であったり、今まで以上に管理、指導が大変になり、行政コストが膨らむということで、慎重に検討する必要があるということなんです。ただ、今後、そういった施設の管理のコスト、また、反対に歳入が減ってくる中で、どうやって町が運営していこうかという話になった時には、すぐに、これができるとは、僕も思っておりませんが、やはり中長期的な視野を持って、こういった官民連携、こういった運営をする必要なのではないか。また、それに関しては、先ほども言いましたように、双方の人材の育成、また、内部だけで難しいようであれば、外部の人材の招聘が必要だとは思いますが、そのへん、同じ質問にはなってくると思うんですが、難しいから、大変だからできないというのか、ちょっと、近い将来、長い将来を見ながら、こういった取組は考えられないのか、もう一度、ちょっと、お願いしていいですか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 難しいからできないとか、やらないとかということでは、当然、ありません。

ただ、できる、そうした事業が可能になる条件が、そこにちゃんと、可能性があるかどうかというのが問題、課題です。必ず、その事業に対しての、考える上で、一番大事なことだと思います。

先ほど、議員言われたように、鎌倉市の、私も何回も行って、よく知っていますけども、ある場所、地理的条件、また、鎌倉という首都圏の中での、その鎌倉の位置、存在。あれだけ価値のある、不動産だって、すごい土地も高いし、また、建物等についても、いろんな意味で大きな価値を持っている施設がいっぱいあります。その中で、そういう大邸宅、個人の方が市に寄贈された、そういうものを活用する方法として、それはもう当然、何もしなくて、放っておくんじゃないかって、民間の不動産会社が入って、そこが貸付けして、賃料もしっかりといただく、取れるでしょうし、いろんな、また、活用方法もあるでしょうね。

それはまあ、本当に、聞いていて、羨ましい話という中で、じゃあ佐用町が、そうした空き家とか、そういうものを、そういう形で活用できる方法があるかどうか。これは幾ら研修したり、それを、いろんな職員に、いろいろ勉強させても、なかなか、当然、そんなに、農業と一緒に、簡単に経営ができるものがあるようでしたら、やっぱり、民間も、もっともっと、そういう中で活用されると思いますし、やはり経済の一番大きな、やっぱり指標となるのは、その地域の土地の値段に反映されると思いますし、不動産の、そういう価値に、本当に、必ずあらわれてきて、やっぱり不動産価値、土地の価値が、そういうものが、ある程度、高いところでないと成り立たないやり方、事業はあると思います。この例なんかは、そうではないかなと思いますから、それは、なかなか、佐用町に幾ら頑張っ取り入れようとしても、そこは難しいなど、私は、思います。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 今回の研修で、当然、鎌倉、僕も言いましたように、全然、佐用町とは資産価値も違いますし、それを、そのまま使えるとは思いません。

ただ、ここで注目したのが、この手法、方法を、いろんな全国各地で、今、展開をされようとしております。

少し前ですか、ちょっと、テレビで有名になった福井県の池田町というんでしたかね、移住された方に、都会の風を吹かすなどかって、何か、5か条とかされたという小さな町なんですけれども、そういったところでも、この事業者さんが同じような取組をされています。

当然、町長、おっしゃるように、資産価値が高いところだから、商売できるんだ。なかなか、佐用町の土地建物の価格では難しいという話なんですけど、佐用町の移住・定住をしている職員の方とも聞きましても、今、相当な物件数、空き家に関しては仲介をされて、移住された方もいらっしゃいます。

ただ、1つ、今、課題となっているのが、移住を希望される方は、賃貸を希望されている。空き家の所有者の方は売却したいというふうな形で、なかなか、そのへんが、折り合いがつかない。なかなか、ニーズとシーズが違うというような課題が、今、出ているんですよという話もお聞きしました。

そういった中で、先ほどの手法、鎌倉と同じ金額で何ができるというわけじゃないんですが、そういった中で、中間に入ってくる業者なのか、団体なのか、行政主導なのか、民間主導なのか分かりませんが、そういった形で、そこで、その空き家を買取り、リノベーション、改築をし、じゃあ、それを賃貸でしてするような形をすると、今、定住促進で、実際にやられている取組の中の課題が解決する方法になるんじゃないかなというふうに思いました。

そうやってきますと、当然、先ほどから言いました鎌倉の物件の価値とは、全く違いますが、当然、佐用町の空き家の価格、見せていただいても安価でございます。そういった中で、賃貸に適用するように、するような策を一緒になってやったらどうか。また、そういった方法が、今、全国各地で取り組まれて、成果を上げていますよというようなことを、職員さんのほうが勉強されたりして、そういった取組をするのには、どんな人材が必要なのか、何を整備することが必要なのかというような取組はできないかなということなんですけれども、いかがでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 賃貸で、その間、必要な時に、その移住者と、また、そこで生活を希望される方に貸し付けるといふ、それにおいても、やっぱり賃貸料の問題、幾ら、賃貸で貸せれるかということに、事業としてはなりますよね。

やはり、それは、元々の、その建物の、その地域の不動産価値とか、そういうものによって決まってくるわけです。ですから、例えば、町が、そういうものを、町が、本当は、所有者は、もう売却して、きれいに精算したいと。でも、なかなか、それは、使う人からすれば、必要な時だけ使いたいという、そういう賃貸でという思い。そういう中で、そういう中間の不動産業者が入られて、でも、改修するとしても、どこまで改修するかによるんですけれども、平均的に考えても、皆さんが、今の生活レベルというのか、少なくとも、水回り、そういう関係の設備、冷暖房、設備、それから、居住空間としてのリフォーム、こういうことを考えると、かなりの新築するほどじゃないかもしれないけれども、物件によっては、壊して新築、小さな建物つくったほうが、ずっと安いという、そういう場合もあるわけです。そんなことも多いんですよ。

だから、そういうことが、都市部、例えば、鎌倉なり、そういうところであれば、相当、家が住家としても、1軒20万円、30万円で月貸せれますよと。賃貸の希望ありますよというところではない。

だから、本当に、今、このあたりで、アパートでは5万、6万ということですけども、1軒家にしても、じゃあ、その倍も3倍も借りて、住もうかというわけにはいかないわけですね。

だから、そこに、やっぱり事業として成立していくのかどうか、そこは、本当に、なかなか辛いところで、佐用町には、たくさん空き家があって、利用したいという方の需要がどこまであるかということと同時に、その方たちの希望する、支払っていただける、利用できる賃貸料というものが、なかなか建設費、事業費には見合わないというところ、そういう、やっぱり実際には、そういう問題が、かなり事業化には、大きな、やっぱりネックになっているとは思います。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 僕自身も、そういったところは考えたんですが、これ、また、学ばせていただいたのが、やっぱりたつもの伝建地区なんですよ。今、あそこで、民間の事業者、30歳代の彼が経営している不動産屋が持っている自社物件が、今、50件を超えております。次々と、新たなお店が入ってきております。その中で、先ほど、町長が、一番懸念されていたコストの部分なんですよ。そうなってきますと、移住をされる方。そこでお店を運営される方というのにも、当然、それだけの負担がかかってきますので、今、その中間でされている方が何をしているかという話になると、やはり、それが、きっちりと払える金額、先ほどから、何度も言います。鎌倉でもそうです。都市部のところで、どんどん、どんどん家賃を上げていって利益を出しますよという民間事業者じゃなしに、ここの町で住むには、これぐらいの家賃ですよ。ここの町で、こういった業種をするには、これぐらいの広さでしたら、これぐらいの家賃しか、当然、出せないですよというところから、逆算をしていって、リノベーション、改築に、どれぐらいのコストをかけられるか。これも専門人材なんですけれども、そのファイナンス、金融の、きっちりと数字の見える専門家が途中に入って、銀行と一緒にになって、これぐらいだったら、やっぱり回りますよねというような形で、次々と入居者が増えております。

そういった形で、現実と言うように、それは難しいとは思いますが。町長が、おっしゃるように、今までの概念でしたら、リフォームするんだったら、これだけかかりますよということなんですけれども、割と、その移住される方というのは、必要最小限のこれぐらいのいいですよ。あとは自分たちで直しますからということもありますので、そういったことを、ぜひこうアンテナ、感度を高めて、佐用町のほうも、そういったことに、調査、研究をされるような取組をしていただければどうかというのが、私の質問であり、提案なんですけれども。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私も職員のほうもアンテナが低いのかもしれませんけども、そうした視察されたり、いろいろと千種議員も勉強されております。

ぜひ、その高いアンテナで、職員なり、その課のほうにも、そういう話を、情報を伝えていただいて、また、そうした業者が、実際に佐用町内で、そういうことが可能、事業としてやっていただけるという方向であれば、当然、検討はしてみたいと思いますし、それが、議員のほうも、ぜひ、そういう方をご紹介をいただければと思います。はい。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） そういった形で、やっぱり誰がするんだというのが一番大きな課題になってこようかと思えます。

これも、また、先ほどの鎌倉で学ばせていただいた件なんですけども、やはりその民間人材、キャリアを持った人材の招致に関してですが、鎌倉市の手法、先ほど、言いました

ように、鎌倉だからできたというより、今、全国各地で、このような手法で、まちづくりをされています。

令和5年度には、関西のまちでも展開されるということで、まちの名前も聞いているので、僕、ちょっと、お邪魔しようかと思っっているんですが、そんな中で、民間事業者、先ほど、何回も言います民間事業者が業務として、その町と契約をされています。

ただ、そういった方が契約された方でも、鎌倉から関西に、ずっと常駐するわけにもいきませんし、また、何年先も、ずっと続けて契約するという、委託ができるわけでもないので、そこで活躍されているのが地域おこし協力隊の制度でございました。

日常的に、地域で活用されるのは、地域おこし協力隊の隊員。そして、その事業者は、当然、鎌倉の本社でいて、原稿で指導をされ、事あるたびに、現地に入られるという形です。隊員としては、3年の任期終了後は、民間の事業者として、その地域で活躍されるというような手法を取られています。

で、そうなりますと、地域おこし協力隊に応募されるのも、広く公募をして応募されるというよりは、その事業者さんのほうで、いろいろ全国でネットワーク、情報発信もされております。そんな方々と一緒にやりたいというキャリアを持った方々が集まられてしております。

1点目の質問の地域おこし協力隊の募集、また、定住というのも含めまして、こういった新たな手法等々を学びながらする必要はあるとは思っているのですが、最後に何かあれば、一言お願いします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 先ほどの、いろいろと教えていただいた民間のそうした事業者が、そういう、まちづくりに提携して、そこに入って取り組んでいくと、このようなやり方は、既に、佐用町でも、例えば、平福のああした民間家屋と改修したり、今、レストランとして、旧酒蔵を改修したり、これはノオトという、この会社なんかも、同じ県内で、あちこちで、そうした、会社自体が、やっぱり、そういう施設を買い取るなり、借りたりして、改修して、また、それを貸して運営していくと、これは、別に、そんなに新しい手法ではありません。これまでも、佐用町でも一緒に、そうして取り組んでもきた事業、そういうやり方だというふうに思いますし、さらに、そういう資金面で銀行とか投資会社が、それに投資ができて、それで利益が上がると、事業としてやれるというようなところであれば、かなり、また、それが規模も大きくなっていくのではないかなというふうには思います。

そういう事業の中で、そうした実際の、その関わる、中心になって事業を行っていく中に、協力隊として、関わり、そういう方が、また、その経営にも入っていくと、それは、やはり、いろんな協力隊というのは、本当に自由ですから、どういうものでなければならぬということではないので、そういう協力隊の、これからのあり方と言いますか、協力隊の活躍の場というのは、まあまあ、広がっていくと思いますし、町も、そういうことは勉強しながら、ぜひ協力隊に将来、町で、そういう中で活躍できる可能性、場をつくっていくということは、担当課としても、十分考えていきたいと思っております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 取組をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 千種和英議員の発言は終わりました。
お諮りします。あと、5名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、これにて、本日の日程を終了します。
次の本会議は明日3月16日、午前10時より再開します。
本日はこれにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後04時29分 散会